

令和８年７月教育委員会会議

と き 令和８年７月24日（金） １４：００～
ところ 委員会議室（府庁別館６階）

○ 議 事

報告事項 １ ・大阪府学校教育審議会の答申について

報告事項 ２ ・大阪府識字・日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定について

報告事項 1（周知・報告）

大阪府学校教育審議会の答申について

標記について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 7 月 24 日

1 諮問事項

府立商業系高等学校は、簿記や情報処理、マーケティング等の専門教育を通じて、大阪の経済・産業を支える人材を育成してきた。一方で、A I・デジタル技術の進展やグローバル化、少子高齢化などにより社会や産業構造が大きく変化し、求められる人材像も多様化しており、従来の商業教育に加え、新たなビジネスを創造する力や地域・企業の価値を理解し次世代へ継承する意識と実践力を育成することが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、今後の府立商業系高等学校のあり方について「大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高等学校の役割」と「これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容・教育環境のあり方」を諮問した。

2 府立商業系高等学校の状況（全日制の課程）

1. 府立商業系高等学校の特色ある取組み

簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて大阪の経済・産業を支える人材を育成。また、起業家教育や観光ビジネス、企業連携など、各校が特色ある商業教育を展開。とりわけ、大阪ビジネスフロンティア高等学校は四年制大学との高大接続教育を実施。

2. 府立商業系高等学校の卒業後の進路状況

グローバルビジネス科では、企業等連携によるビジネス教育とビジネス系資格を用いた特別入学枠制度等を利用して約 6 割の生徒が四年制大学へ進学。商業科では約半数の生徒が就職し、主に事務職や販売職に従事。

3. 入学者選抜の状況

商業科では志願者数が募集人員に満たない状況が例年続いている一方、グローバルビジネス科は府内広域からの志願者があり、募集人員を満たしている。

3 今後の府立商業系高等学校のあり方（概要）

1. 府の商業教育において育成をめざす人物像と資質・能力のあり方

1 育成をめざす人物像

- 府の商業教育においては、人それぞれの役割や強みを活かした協働の在り方や、価値を生み出すために活用できる資産、お金の流れ、データの見方などの経済的視点を意識しながら、身近な地域や社会の課題を題材に解決策を提案するにとどまらず、実施まで行う実体験型の学びを通じて、次に示す人物像を育成。

①アントレプレナーシップを有する人 ②社会の変化に対応し続けられる人 ③自分の興味・関心を起点に学び続けられる人 ④グローバル・シチズンシップを有する人

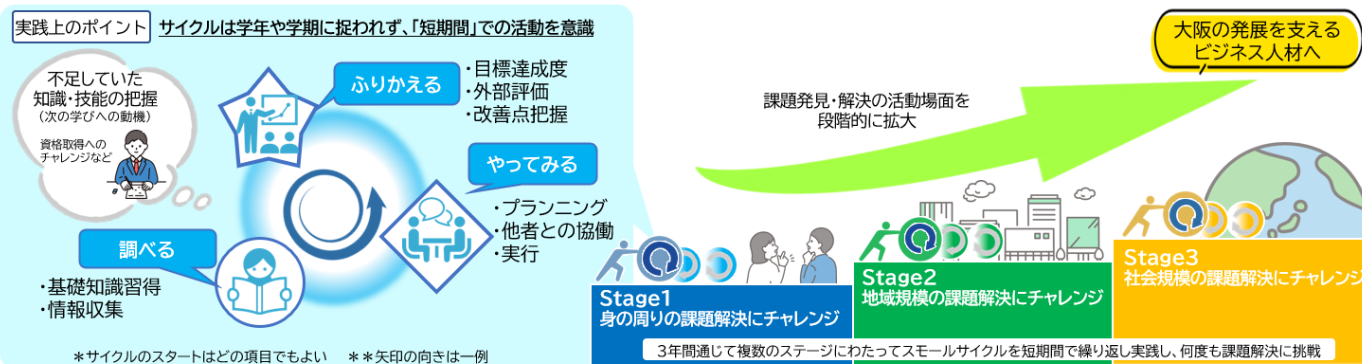
2 育成をめざす資質・能力

- 左記の人物像を育むために商業教育で育成すべき資質・能力を、次の三つに整理。

①課題発見・解決力 ②コミュニケーション力・ファシリテート力 ③データ分析力・A I 活用能力

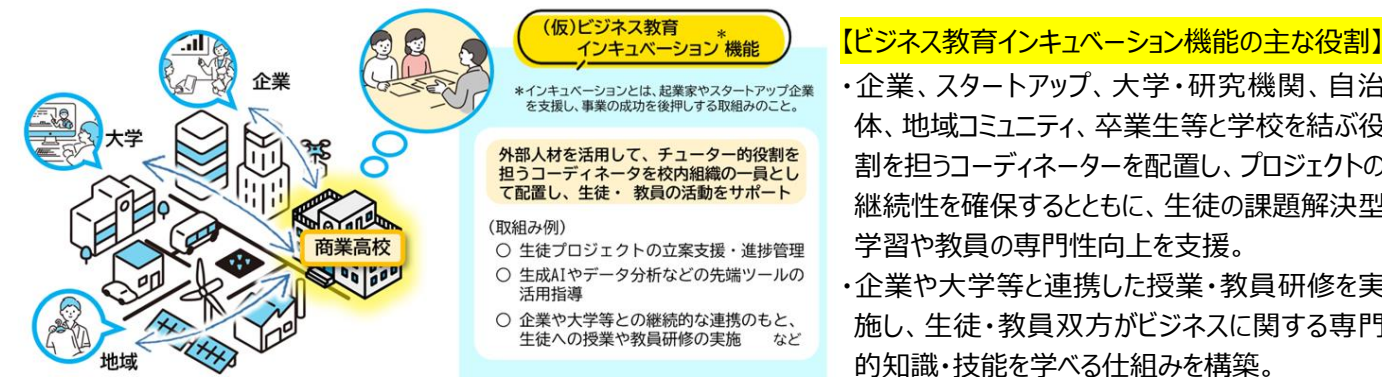
2. 商業教育において育む人物像や資質・能力を育成するために必要な経験や教育活動のあり方

- これまでの資格取得中心の学びから、「生きるビジネス感覚の醸成」として「実体験型の学び」へ教育内容の転換を図るため、「スモールサイクルの学び」を教育活動の中核に据え、サイクルを短期間で繰り返し経験することを重視
- 失敗も学びの資源として捉えながら試行錯誤を積み重ね、課題発見・解決力や挑戦する姿勢、協働する力を育成。



3. 外部連携・高大接続

- 府立商業系高等学校と外部リソースとの連携・調整を担う「ビジネス教育インキュベーション機能」の構築が求められる。



4. 大阪から世界で活躍する人材育成に向けたビジネス教育のあり方

- 大阪特有の観光・統合型リゾート（IR）等、世界とつながる多様な学習素材を活用した課題解決を通じた価値創造や思考力・実践力の育成。また、多様な文化的背景を持つ人々との協働や、社会課題と経済活動の両立をめざす学びを通じて、国際社会で求められる倫理観や価値観を育成。

5. 教員の役割・専門性の育成

- AIの進展やビジネス環境の変化に対応するため、大学・企業等と連携した研修や研究機会の充実、派遣研修の実施など、教員の学び直しと専門性向上を制度的に支える仕組みの整備が求められる。
- 教育成果の評価にあたっては、探究活動やプロジェクトの成果を発表会や公開型の発信等を通じて社会と共有し、学びを「見える化」することが重要。

6. 生徒・保護者・地域との理解形成

- 育成をめざす資質・能力や多様な進路の可能性、高大接続や外部連携による学びの広がりについて、具体的な事例や成果を交えながら分かりやすく説明することが求められる。また、地域や企業、大学等とは、学校がめざす教育や地域にもたらす価値を共有し、学校が主体的に働きかけを行いパートナーとして協働する関係を構築することが必要。

7. 教育環境のあり方

- 探究的・実践的な学びや外部連携、協働的なプロジェクト学習を支える教育環境・空間の整備が重要。
- 対話や協働を促進するため、可動式の机・椅子の活用や、多様な生徒が交流できる空間づくりなど、柔軟な学習環境の整備が必要。また、教室内外で安定して利用できる Wi-Fi 環境などのデジタル基盤を整備し、生成 AI をはじめとする先端技術やデジタルツールを活用した学びを推進することが重要。
- 少子化の進行や教育ニーズの高度化・多様化に対応し、新たな商業教育を持続的に発展させるためには教育資源の効果的な集約・活用が重要。これまでにも、複数校の教育資源を集約することで、新たな教育分野の創出や高大接続の強化、教育内容の充実につながった事例があり、新たな商業教育の中核となる学校の創設を視野に、商業系高校の集約化について具体的な検討を進めることが望まれる。

今後の府立商業系高等学校のあり方について
答申

令和8年6月 26 日
大阪府学校教育審議会

目次

はじめに	1
第1章 府立商業系高等学校の概要	2
1 学校配置について	2
2 府立商業系高等学校4校の特色ある取組みについて	3
3 卒業後の進路状況について	4
4 入学者選抜の状況について	5
第2章 府立商業系高等学校の現状と未来を見据えた課題認識	6
1 2040年の就業構造推計について	6
2 府の成長戦略に基づく対応と高校改革への対応について	6
第3章 今後の府立商業系高等学校のあり方	7
1 府の商業教育において育成をめざす人物像と資質・能力について	7
2 商業教育において育む人物像や資質・能力を育成するために必要な経験や 教育活動のあり方について	9
3 外部連携・高大接続について	12
4 大阪から世界で活躍する人材育成に向けたビジネス教育のあり方について	14
5 教員の役割及び専門性の育成について	16
6 教育成果の評価・可視化のあり方について	17
7 生徒・保護者・地域への丁寧な説明と理解形成について	18
8 教育環境・空間整備に関する留意点について	20
9 教育内容の充実に向けた教育資源の集約化に関する方向性について	21
おわりに	22

はじめに

大阪府(以下「府」という。)では、これまで「卓越性」「公平性」「多様性」を基に、時代や社会の変化、また、それに伴って多様化する教育ニーズに適切に応える府立高校をめざし、社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校配置を両輪とし、活力ある学校づくりを進めてきた。とりわけ、府立商業系高等学校は、簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて、大阪の経済や産業を支える人材を輩出してきた。

一方、近年、AI・デジタル技術の急速な進展や、グローバル化、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、学校教育においては、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められる。

このような中、令和5年6月に閣議決定された、第4期教育振興基本計画においては、「社会に開かれた教育課程」の実現にむけて、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の魅力化・特色化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進することが掲げられている。

府においても、ICT の進展やグローバル化、地域経済の変化により、求められる人材像も多様化していることから、持続可能な次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成には、これまでの商業教育の枠組みに捕らわれず、大阪から世界に向けて新たなビジネスを創造する意欲を育むとともに、地域や企業の価値を理解し、次世代としてその責任を引き継ぐ意識と実践力を育てる商業教育が必要である。

これらのことから、令和7年12月19日、大阪府教育委員会より大阪府学校教育審議会に対し、「今後の府立商業系高等学校のあり方について」の諮問がなされた。大阪府学校教育審議会において諮問内容を検討したところ、審議のテーマである「大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高等学校の役割について」「これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容や教育環境のあり方について」は内容が専門的であることから、部会を設置して審議を進めることが望ましいとの結論に至り、令和8年1月30日に商業教育部会(以下「部会」という)を設置し、審議を進めてきた。

部会では、府立商業系高等学校の現状と未来を見据えた課題を整理し、今後の社会において必要とされる資質能力の育成と高大接続、大阪から世界で活躍する人材育成に向けた教育内容と教育環境について多様な観点から議論を重ね、今般、その内容を報告書として取りまとめた。

府教育委員会には、この内容をもとに府立商業系高等学校で学ぶ子どもたちが、大阪の、そして日本の未来を担う人材として社会で活躍していけるよう、商業教育の学びの更なる発展に取り組んでいただきたい。

第1章 府立商業系高等学校の概要

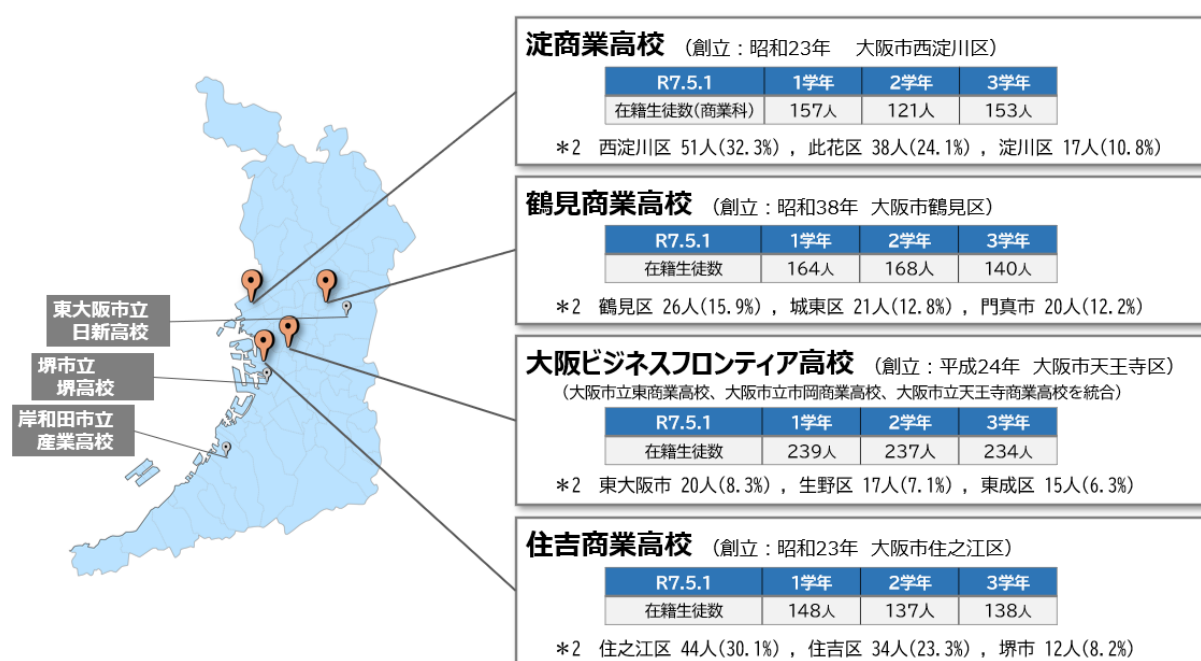
本章では、今後における府立商業系高等学校のあり方を検討するにあたり、府立商業系高等学校の現状について整理する。

1 学校配置について

現在、府内には、全日制課程の商業系の公立高校が7校設置されている(図1)。このうち、府が設置している商業系高等学校としては、大阪府立淀商業高等学校(以下「淀商業高校」という。)、大阪府立鶴見商業高等学校(以下「鶴見商業高等学校」という。)、大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校(以下「大阪ビジネスフロンティア高等学校」という。)及び府立住吉商業高等学校(以下「住吉商業高等学校」という。)の4校である。

また、定時制の課程(昼夜間単位制)として、大阪府立中央高等学校においてビジネス科が設置されており、商業に関する学びが実施されている。

本部会においては、府立の全日制課程の商業に関する学科を設置する4校について主に審議を進めた。



*1 全日制の課程のみ。定時制の課程(昼夜間単位制)中央高校にビジネス科を設置。

*2 令和7年度入学者選抜(一般選抜)における行政区別志願者数(割合)の上位3行政区を記載。

(図1) 府立商業系高等学校(全日制の課程)の配置

2 府立商業系高等学校4校の特色ある取組みについて

府立商業系高等学校4校は、簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて、大阪の経済や産業を支える人材を輩出しており、「起業家教育」・「観光ビジネス」・「企業連携」等、各校で特色化した商業教育を展開している。

また、商業科を設置している3校については専門学校と、グローバルビジネス科を設置している1校については、四年制大学との連携を主に進めている。

以下、具体的に各校の特色等を整理する。

① 淀商業高等学校

同校は商業科と福祉ボランティア科を設置する学校であり、起業体験型授業「アントレプレナーチャレンジ」において、地域の企業等と連携した大規模販売実習(淀翔モール)での企画運営や商品販売を体験できるカリキュラムを実施している。

また、3年次には生徒の得意分野や進路目標に合わせたコース選択(会計コース・情報コース・流通コース)ができる。

② 鶴見商業高等学校

同校は商業科の単一学校を設置する学校であり、企業と連携した課題解決型学習として、「商品開発特別プログラム」を実施している。

また、地元企業と連携したパンや飲料水などの商品開発や販売実習を実施するとともに、コース等を設けず、生徒一人ひとりの進路や興味関心に対応した学びを構成できる選択科目を設置し、自己実現を見据えた学びの選択が可能な教育課程としている。

③ 住吉商業高等学校

同校は商業科の単一学校を設置する学校であり、1年次の授業「ライフプランニング」において、外部講師招聘等によりコミュニケーション力、分析力、プレゼンテーション力を育成している。

2年次から3つの専門コースでの学びを実施しており、スペシャリストコースでは大学進学や高度な資格取得、観光コースでは観光企画による地域活性化、ジェネラリストコースではビジネスの基本的な知識・技術を幅広く学習している。

④ 大阪ビジネスフロンティア高等学校

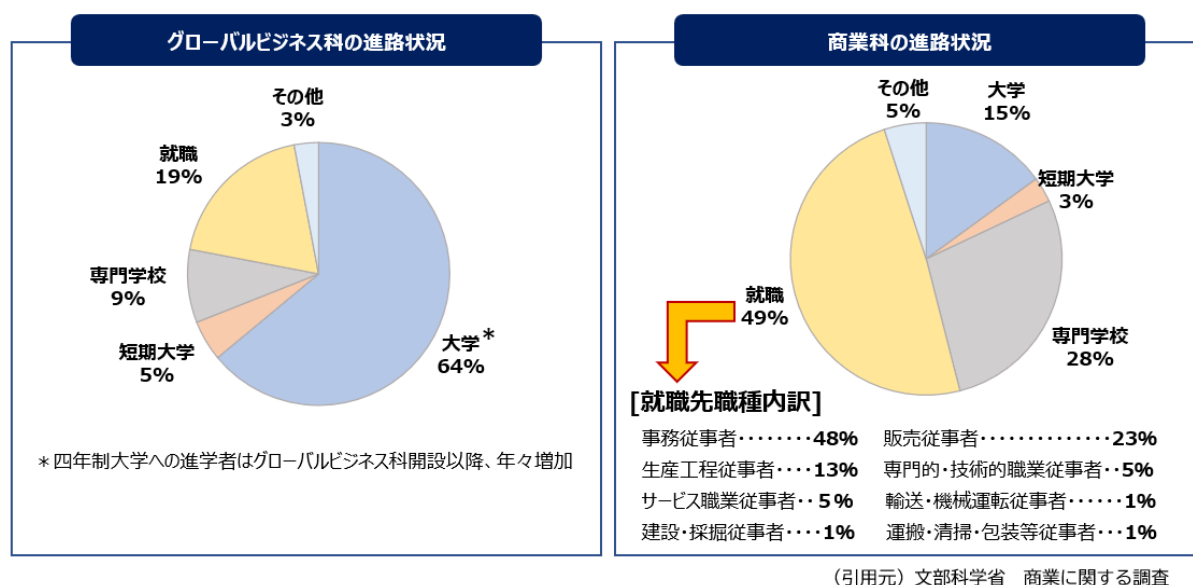
同校は全国初の英語とビジネスを専門的に学ぶ「グローバルビジネス科」を設置し、高大接続7年間の専門教育を通じて国際ビジネス社会で活躍できる人材を育成している。

高大接続7年間の専門教育として、大学や産業界と連携した実践的なビジネス体験ができる授業を展開している。

3 卒業後の進路状況について

大阪ビジネスフロンティア高等学校のグローバルビジネス科を卒業した生徒の進路状況については、企業等連携によるビジネス教育とビジネス系の資格を用いた特別入学枠制度を始めとする各種推薦入試を活用して、64%の生徒が四年制大学へ進学している（令和6年度時点）。就職する生徒は19%であり、開校以降、減少傾向にある。

商業科を卒業した生徒の進路状況については、約半数の生徒が就職しており、就職者の内、事務従事者が48%、販売従事者が23%、生産工程従事者が13%となっている。四年制大学への進学は15%となっており、大阪ビジネスフロンティア高等学校同様、ビジネス系の資格を用いた推薦入試等で進路を実現している。



(図2)府立商業系高等学校における卒業後の進路状況

4 入学者選抜の状況について

淀商業高等学校、鶴見商業高等学校及び住吉商業高等学校においては、直近5年間の志願倍率が1倍を下回る傾向にある。

一方、大阪ビジネスフロンティア高等学校においては、直近5年間に於いて志願者数が募集人員を満たしている。

また、大阪ビジネスフロンティア高等学校のグローバルビジネス科を志願する中学生は、府内全域から集まる傾向にあり、商業科を設置する淀商業高等学校、鶴見商業高等学校、住吉商業高等学校については、学校周辺の中学校から志願する傾向にある。

* 令和3年度以前は大阪市立。令和4年度より大阪府に移管

大阪府公立高等学校 前期選抜の募集人員拡大										大阪府公立高等学校 入学者選抜機会の原則一本化				
選抜年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
淀商業 (商業科第一志望のみ)	1.26	1.19	1.11	1.12	0.99	1.05	0.98	0.78	1.09	0.91	0.89	0.86	0.69	0.97
鶴見商業	1.25	1.00	1.11	1.04	1.01	1.25	0.99	0.99	0.83	0.77	0.80	0.88	0.96	0.81
住吉商業	1.38	1.01	1.22	0.94	1.08	0.93	0.94	0.87	0.82	0.86	0.93	0.88	0.87	0.72
大阪ビジネス フロンティア	1.71	0.92	1.06	1.09	1.06	1.07	1.10	0.99	0.98	1.10	1.07	1.09	1.26	1.09

最近5年間の状況（一般選抜）

上段：倍率 下段：（志願者数／募集人員）

選抜年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
淀商業 (商業科第一志望のみ)	0.91 (182/200)	0.89 (178/200)	0.86 (172/200)	0.69 (138/200)	0.97 (155/160)
鶴見商業	0.77 (153/200)	0.80 (160/200)	0.88 (176/200)	0.96 (192/200)	0.81 (162/200)
住吉商業	0.86 (172/200)	0.93 (186/200)	0.88 (176/200)	0.87 (174/200)	0.72 (144/200)
大阪ビジネス フロンティア	1.10 (265/240)	1.07 (256/240)	1.09 (262/240)	1.26 (303/240)	1.09 (262/240)

(図3)府立商業系高等学校の志願倍率の状況

第2章 府立商業系高等学校の現状と未来を見据えた課題認識

1 2040年の就業構造推計について

「2040年における就業構造推計(改訂版)」(経済産業省 2026年3月)¹では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進やリスキリング等による労働の質の向上に伴い、不足分をカバーできるとされている。

一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合は、職歴間・学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあると示されている。

特に事務が437万人、府においても31.3万人が供給過多になるといわれており、これまで商業科を卒業した生徒の多くが従事していた分野が2040年の就業構造推計によると供給過多になることが予測されている。

一方、AI・ロボット等の活用を担う人材が大きく不足することが見込まれている。

2 府の成長戦略に基づく対応と高校改革への対応について

大阪府・大阪市では、令和8年3月に「Beyond EXPO 2025～副首都として成長・発展をめざす万博後の成長戦略～」を策定し、「経済成長」「都市力の向上」に加え、人材の確保・育成という「人の集積」の好循環サイクルを定着・加速化させることとしている。

また、府教育庁では、府立高校改革を推進していくため、上記就業構造推計も含め、2040年を見据えて今取り組むべき改革を取りまとめた「府立高校改革アクションプラン」を令和7年11月に策定した。府立商業系高等学校についても、例えば、中学校卒業段階での高等教育機関への進学ニーズの高まりにより普通科傾向が強まる中、特に商業科を設置している3校の卒業後の進路イメージが就職となっており、志願者数が伸び悩んでいる状況にあることや、簿記や情報処理などのビジネス系の資格が推薦の条件となっている四年制大学が多く、資格取得のみを目的とした教育になりがちであるといった現状を踏まえ、時代の変化に即した学びの変革を行っていくこととしている。

国においても、令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」を策定し、2040年に向けた高校の姿として、「不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長」、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」の3つの視点を重視し、更なる高校改革を進めていくとしている。

こうした現状と未来を見据えた課題認識のもと、府立商業系高等学校において、次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成にとどまらず、大阪から新たなビジネスや価値を創出し、イノベーションを起こす人材を育成する商業教育への転換が必要である。

¹ 経済産業省 Web ページ

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/030_s02_00.pdf

第3章 今後の府立商業系高等学校のあり方

本章では、前章における整理を踏まえ、今後の府立商業系高等学校のあり方についてとりまとめる。

1 府の商業教育において育成をめざす人物像と資質・能力について

(1)府の商業教育において育成をめざす人物像

近年、AI 技術の急速な進展やデジタル化の加速、グローバル化の深化により、社会や産業の構造は大きな転換期を迎えている。これまで日本社会を支えてきた「正解のある仕事」「安定した進路モデル」は急速に揺らぎ、将来を見通すことが困難な、いわゆる VUCA の時代が常態化している。とりわけビジネスの現場では、業務の効率化や自動化が進む一方で、課題を設定し、意思決定し、新たな価値を生み出すことのできる人材の重要性が一層高まっている。

このような時代背景のもと、商業教育においては、単に知識や技能を身につけることにとどまらず、自ら考え、行動し、学び続ける力を備えた人材の育成が強く求められている。

特に府の商業教育においては、人それぞれの役割や強みを活かした協働の在り方や、価値を生み出すために活用できる資産、お金の流れ、データの見方などの経済的視点を意識しながら、身近な地域や社会の課題を題材に解決策を提案するにとどまらず、実施まで行う学びを通じて、次に示す人物像を育成していく。

① アントレプレナーシップを有する人

ここでいうアントレプレナーシップとは、必ずしも起業家になることを意味するものではなく、変化を前向きに受け止め、現状疑問をもち、失敗を恐れずに挑戦しながら、新たな価値を生み出し、組織や社会においてイノベーションを起こそうとする姿勢や行動力を示す。企業や地域社会、さらには公共の場においても、このような姿勢で行動する人材は、組織や社会の持続的な発展を支える原動力となる。

② 社会の変化に対応し続けられる人

AI やデータ活用は、今後あらゆる産業や職業において必要不可欠なスキルとなる中、技術そのものは急速に進化し続けるため、特定のツールや手法を一度身につけただけでは対応しきれるものではない。変化の本質を捉え、必要に応じて自らの知識やスキルを更新し続ける「キャッチアップ力」や「学び直す力」こそが、長期的なキャリア形成において不可欠となる。

③ 自分の興味・関心を出発点に学び続けられる人

これまでの画一的な進路観や学習モデルでは、「何のために学ぶのか」が見えにくく、生徒が受動的になりがちであった。しかし、予測不可能な時代においては、正解を与えられるのを待つのではなく、自ら関心をもったテーマを起点として問いを深め、学びを広げていく姿勢が求められる。自分の「好き」や「関心」を原動力とした学びは、生涯にわたって学び続ける力につながる。

④ グローバル・シチズンシップを有する人

グローバル・シチズンシップとは、身近な地域から地球共同体まで、多層的なコミュニティの不可欠な一員であるという自覚を持ち、相互に依存し合う社会に対して倫理的責任と正義の視点に基づき行動する市民性を意味する。ユネスコ等でも、単なる知識習得ではなく、人類という一つのコミュニティを脅かす不平等や環境搾取に対し、自らのビジネスや社会活動がどのように加担し、またその再生にいかに関与できるかを批判的に考察する力を重視している。商業教育においても、経済活動を単なる利益追求の手段とせず、コミュニティの未来を創り出す当事者として、公正で持続可能な社会の形成に主体的に参画する資質・能力を育成することが求められる。

(2)府の商業教育において育成をめざす資質・能力

前述の人物像を育むために商業教育で育成すべき資質・能力を、次の三つに整理した。

① 自ら問いを立て、課題を見つけ、解決する力(課題発見・解決力)

正解が一つではない社会においては、表面的な問題への対処ではなく、「そもそも何が課題なのか」「何をめざすべきなのか」を問い直す力が不可欠である。ビジネスや地域の現場を題材としたケーススタディや探究的な学びを通じて、問題の本質を捉え、試行錯誤を重ねながら解決策を見いだす経験が重要となる。

② 一人では成しえない目標であっても、他者と協働して実現する力

(コミュニケーション力・ファシリテート力)

現代の課題は複雑化しており、個人の力だけで解決することは困難である。多様な立場や考えをもつ人々と対話し、意見を引き出し、合意形成を図りながらプロジェクトを進める力は、学校内外のあらゆる場面で求められる。協働を通じて学ぶ経験は、社会に出た後の実践力へと直結する。

③ 膨大なデータの中から必要な情報を読み取る力(データ分析力・AI 活用力)

データや AI は、意思決定や課題解決を支える強力なツールである一方、使い方を誤れば判断を誤るリスクもはらんでいる。情報を鵜呑みにせず、根拠や前提を問い直す批判的思考(クリティカルシンキング)と組み合わせ、データを適切に活用し、自らの判断に生かす力の育成が必要である。

2 商業教育において育む人物像や資質・能力を育成するために必要な経験や教育活動のあり方について

(1) スモールサイクルの学び

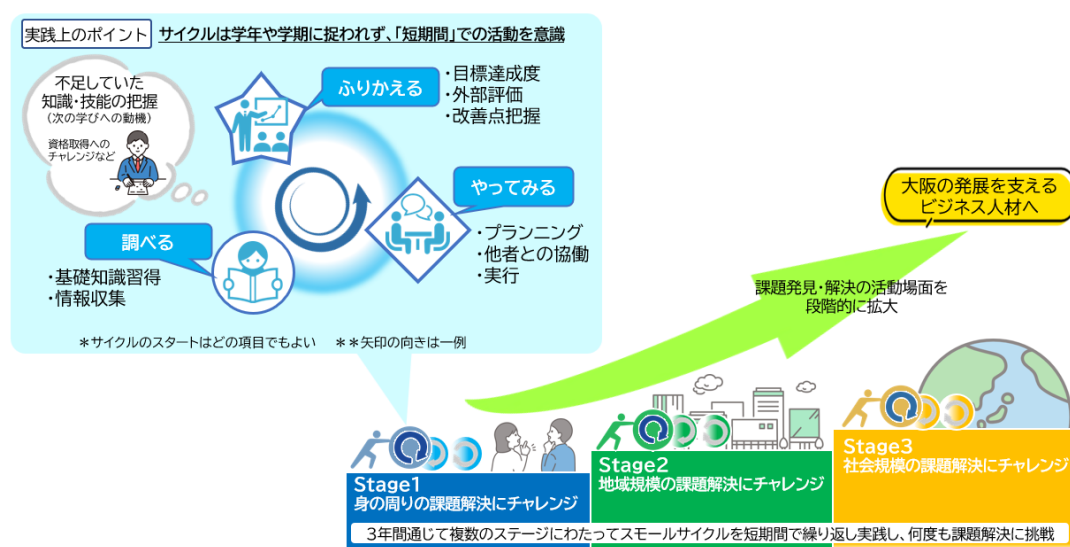
仮説と実践、検証を短い単位で繰り返す「スモールサイクル」の学びが重要である。このサイクルは、単なる PDCA の形式的な反復ではなく、生徒自身が課題に気づき、主体的に行動し、学びを深めていくためのプロセスである。

学年単位で完結する大きなプロジェクトではなく、数週間から 1 か月程度の短い期間で、グループで活動しながら「課題を見つける－仮説を立て、行動してみる－結果を振り返り－次の行動につなげる」といった一連の流れを繰り返し経験することにより、生徒は試行錯誤を恐れずに挑戦する姿勢を身につけていく。この過程において、失敗は否定されるものではなく、次の改善へとつながる重要な学習資源として位置づけられる必要があり、そのような学習形態の構築が必要である。

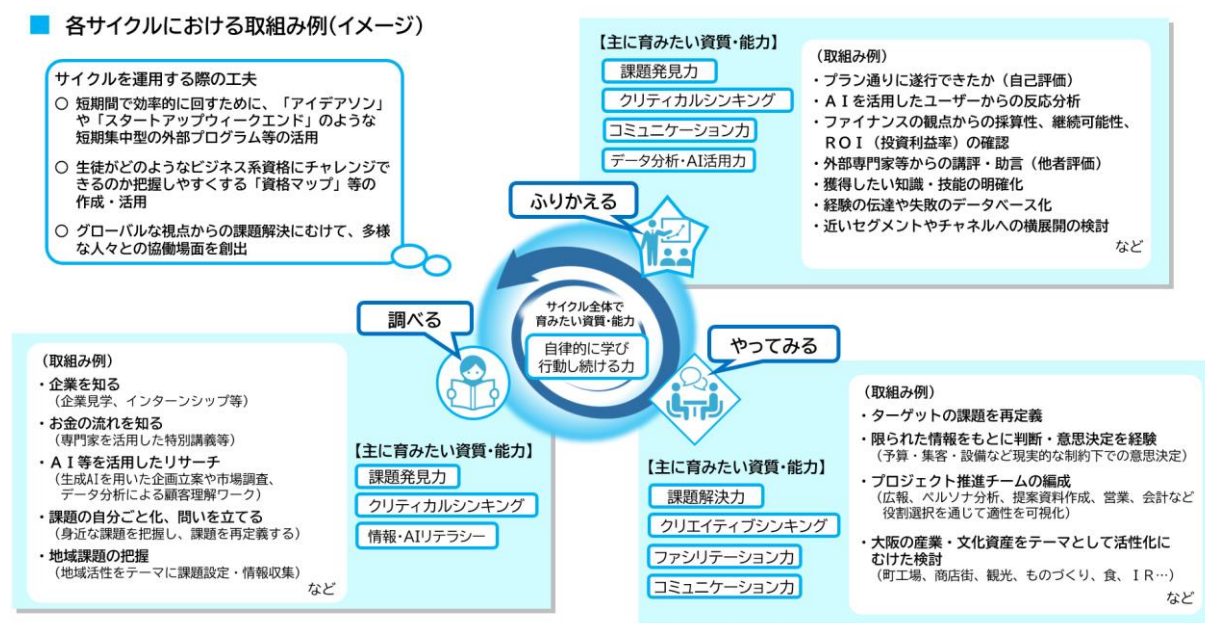
また、短期間で試行錯誤を繰り返す「スモールサイクル」の学びの実践を、生徒の理解や関心の深まりに応じて段階的に発展させていく。

具体的には、Stage1 では、生徒が課題を自分ごととして捉えやすい「身の回りの課題」を題材とし、課題発見や仮説検証といった基礎的なプロセスを経験する。その上で、Stage2 では、地域産業や企業、地域社会と連携した取り組みへとフィールドを広げ、身近な課題が地域全体と結びついていることを理解しながら、より社会に即した課題解決に挑戦する。さらに、Stage3 では、それまでの学びを土台として、社会課題や国際的な視点を意識した取り組みへと発展させ、視野を地域から社会へと広げながら価値創出を考える学びへとつなげていく。

このように、課題を自分ごと化しやすい身近なテーマから出発し、地域、社会へと活動のフィールドを段階的に拡張しながらスモールサイクルを繰り返すことで、生徒が無理なく挑戦を重ね、学びを深化させていくことが必要である。



(図4) スモールサイクルの学びを意識した「生きるビジネス感覚」の醸成イメージ



(図5)スモールサイクルにおける取組み例(イメージ)

(2)実社会を縮図として捉えた探究・プロジェクト型学習(PBL)

育成すべき資質・能力を実感に伴って身につけるためには、教室内で完結する学びでは不十分であり、地域や企業、社会が抱える実際の課題を題材とした探究的・プロジェクト型学習を通じて、生徒が「本物の相手」と向き合いながら学ぶことが重要である。

とりわけ商業教育においては、「課題解決という社会的価値の視点」・「会計・財務・採算性といった経済的視点」を両立させて学ぶ経験が不可欠であり、単なるボランティア的活動に終始しないよう、ビジネスとしての持続可能性を考える視点を組み込むことが求められる。CSV (Creating Shared Value)²*2の考え方などを踏まえ、社会課題と経済活動を結びつける思考を育成することが、商業系の高校ならではの学びとして期待される。

(3)アントレプレナーシップを育む体験的プログラムの充実

商業教育において、アントレプレナーシップを育成するためには、座学だけでなく、短期集中的な体験型プログラムが有効である。特定の課題やテーマの下、参加者がチームを組んで限られた時間の中で集中的に議論し、課題発見からアイデア創出、仮説検証、事業案の構築を経て成果をアウトプット・発表まで一貫通貫で経験する取り組みは、生徒のオーナーシップや挑戦意欲を大きく高める効果がある。

こうした体験を通じて、生徒は「知っている」状態から「やってみる」段階へと踏み出し、自らの行動が次の学びを生み出すという感覚を身につけていく。

² 企業や組織が社会的課題の解決を、経済的価値の創出と両立させることで、社会価値と経済価値を同時に高めていく考え方

(4)グローバル・シチズンシップを育む多様性と越境の経験

商業教育において、グローバル・シチズンシップを育成するためには、異文化・異世代・異なる背景をもつ人々との継続的な交流や海外とのオンライン連携、国際観光・流通・サービス産業等の現場における実務を意識した体験的な学習活動、英語や AI をツールとして活用する学びが重要である。

大阪という国際性を有する都市の特性や今後の統合型リゾート大阪 IR の開業などを踏まえ、身近な国際環境を学びに取り込むことも有効な教育活動の一つとなる。

(5)AI・データを活用した思考力・判断力と専門性等の育成

AI やデータ活用は、今後の学びに不可欠な基盤である一方、それらを鵜呑みにせず、適切に使いこなすためには、クリティカルシンキングを土台とした教育が必要である。

生成 AI を活用して情報収集や仮説形成を行いつつ、情報の正確性や前提を問い直す力、データを意思決定に活用する力を育成することで、生徒は膨大な情報の中から本質を見抜く力を身につけていく。AI についても「正しい使い方を学びながら使う」経験を重ねることが重要であり、スモールサイクルの学びが有効に機能する。

また、AI やデータ活用の進展により、これまでの事務業務の需要は今後縮小が見込まれる一方、会計的な視点を持ち、AI が分析した数値の妥当性を判断し、業務改善や新たな提案につなげられる人材の重要性は引き続き高い。加えて、専門的な実務能力を可視化・定着させる手段として資格取得の意義は大きく、中小企業の人材育成の観点からも、こうした実務力と判断力を兼ね備えた人材の育成が求められている。

(6)まとめ

これからの商業教育においては、知識伝達型の教育から、経験を通して学びを深める教育への転換が不可欠である。

スモールサイクルによる探究、実社会とつながるプロジェクト、多様性と国際性に触れる体験、AI を活用した思考の深化を有機的に組み合わせることで、生徒が自ら学び続ける力を身につけ、将来にわたり社会に貢献し続ける人材へと成長していくことが期待される。

また、産業界においては、資格取得などを通じて専門的な実務能力を習得した人材も一方で必要としていることから、府内の商業教育全体として、探究的・実践的な学びを中核とする教育と、資格取得や専門性の深化を重視した教育の両方を展開していくことが求められる。

3 外部連携・高大接続について

(1)外部連携による学びの質の向上

① 外部連携の意義と基本的な考え方

商業教育における外部連携は、単発的な企業見学や形式的なインターンシップにとどまらず、実社会の課題と向き合い、価値を創出し、社会におけるイノベーションを生み出す学びを支える連携とすべきである。

企業、スタートアップ、地域団体、経済団体、大学等は、それぞれ異なる知見や資源を有しており、生徒が多様な立場の大人と関わることで、課題の捉え方や意思決定のプロセスを実地で学ぶことができる。こうした関わりは、生徒にとって社会を「知識として知る」機会ではなく、「実感として理解する」機会となり、アントレプレナーシップや協働する力の育成に大きく寄与する。学校単独で完結する教育から脱却し、社会・産業界・大学等と有機的につながる学びの構造を構築することが肝要である。

一方で、学校が個別に多数の企業や組織と連携を構築することは、教員の負担や運営面での困難を伴う。そのため、学校と企業を繋ぐハブ機能を有する行政機関や商工会議所等の経済関連団体、インキュベーション施設などの中間支援組織を活用し、多様な主体を束ねる仕組みを通じて連携を進めるなど、既存組織を有効に活用することが求められる。

② 「相互メリット」に基づく持続可能な連携の構築

外部連携を一過性の取組みに終わらせないためには、各主体が連携する意義、必要性等を明確にすることが不可欠である。

一例として、大学・研究機関にとっては、府立商業系高等学校が取り組むビジネス課題が研究成果の社会実装の場となり得ること、また意欲ある生徒を早期に発掘できる点が利点となる。

企業やスタートアップにとっては、新しい発想に触れる機会や若者の価値観を直接知る機会、小規模な実証実験の場としての活用が想定される。

このように、学校が一方的に支援を受ける立場に立つのではなく、府立商業系高等学校自身が「社会に開かれた価値創出およびイノベーションを生み出す場」となることが、持続可能な外部連携の前提条件となる。

(2)高大接続による学びの連続性の確保

高大接続については、単に進学を円滑にするための制度的連携にとどまらず、高校での探究的な学びを大学・社会へと発展させる連続的な学習プロセスとして位置づけるべきである。

高校段階で生徒が立てた問いは、学校内だけでは深めきれない場合も多い。その際、大学との連携によって専門的な知見や研究リソースにつなぐことで、探究の「行き止まり」を解消し、学びを次の段階へと接続することが可能となる。社会実装型の高大連携により、高校生が大学や企業のプロジェクトに一人の挑戦者として参加する経験は、生徒の主体性や自己効力感を大きく高めることが確認されている。

また、高校段階から大学の学びに触れることは、進学を「安定の4年間」として捉えるのでは

なく、「何を学び、何を実現したいのか」を基点に進路を考える契機となり、目的意識の醸成にもつながる。

(3)外部連携・高大接続における人材を中心とした連携体制の重要性

外部連携・高大接続を実効性のあるものとするうえで、最も重要な要素は人の存在である。教員だけでなく、外部人材やコーディネーター、ファシリテーターといった役割を担う人材が、生徒・教員・外部機関をつなぐ「橋渡し役」として機能することが不可欠である。

そのため、府立商業系高等学校と外部リソースとの調整を担う「ビジネス教育インキュベーション機能(仮)」が今後、求められる。

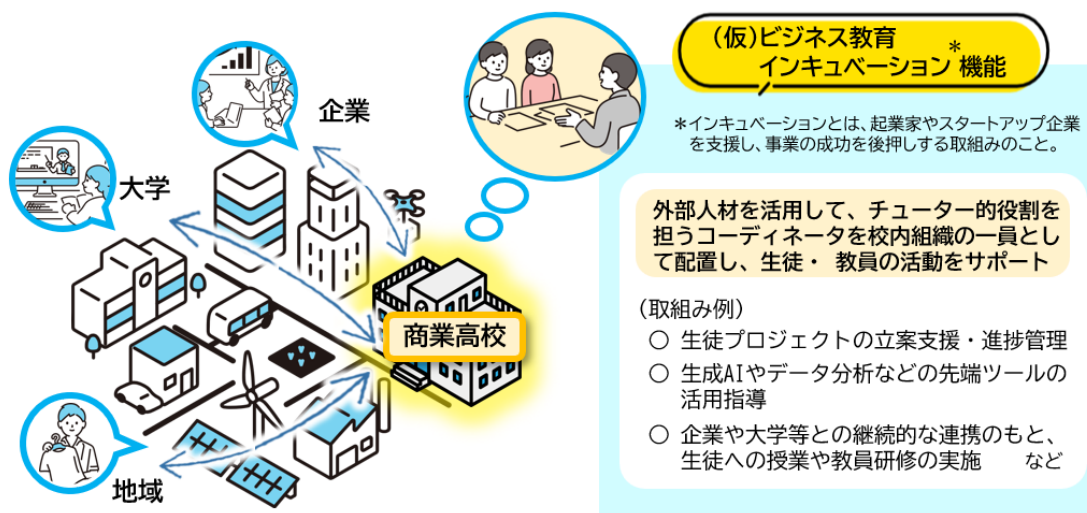
具体的に「ビジネス教育インキュベーション機能(仮)」が担う役割としては、

- ・生徒・教員と、各種連絡先(企業、スタートアップ、大学、自治体、卒業生等)をつなぎ、生徒が安心してビジネスを通じた課題解決に挑戦できる環境や教員が専門性を高めることができる環境を創出

企業・スタートアップ	実社会の課題提供、プロ視点の助言
大学・研究機関	専門的知見の提供、学問的サポート
自治体・地域コミュニティ	実践機会の提供、地域ニーズの共有
卒業生	ロールモデルとしてのキャリア支援

- ・外部人材を招聘できる人材や、生徒・教員の相談役となるチューター的役割のスタッフ(コーディネーター)を配置し、校内インキュベーション機能の維持やプロジェクトの持続性を高めるとともに、一部の教員への依存リスクを回避
 - ・企業や大学等との継続的な連携のもと、生徒への授業や教員研修の実施等、生徒も教員もビジネスの専門的な知識・技能を学ぶことができる仕組みの構築
- 上記2点を行うことが想定される。

上記「ビジネス教育インキュベーション機能(仮)」を実装していくために、学校に同機能を担う拠点施設を整備すべきという意見と、ハード整備については、目的や運営体制を十分に整理したうえで慎重に検討すべきという意見があり、ハード整備に先立ち、機能を担う人材とネットワークの構築を優先することが現実的であるとの意見もあったことから、府教育委員会にはこれらの意見も踏まえ、検討を進められたい。



(図6)商業系高校と外部リソースとの調整を担う「ビジネス教育インキュベーション機能(仮)」の実装(イメージ)

(4)まとめ

外部連携・高大接続は、商業教育の質を高めるための補助的手段ではなく、生徒が社会とつながりながら学び続ける力を育成するための基盤である。

大学・産業界を巻き込み、相互に価値を提供し合う関係を構築することで、府立商業系高等学校を知識習得の到達点とするのではなく、行動や挑戦を通じた次の学びへとつながる「出発点」として機能することが期待される。

4 大阪から世界で活躍する人材育成に向けたビジネス教育のあり方について

(1)「世界で活躍する」の再定義と教育の方向性

「世界で活躍する」とは、必ずしも海外をフィールドに活動することそのものを示すのではなく、「国際的に通用するサービスやビジネス、社会的価値を創出し、グローバルな視点でイノベーションを創発していく」ことである。

グローバル市場では、多様な文化や価値観が交錯し、正解が存在しない状況の中で意思決定が求められる。そのため、世界で活躍するために不可欠なのは、語学力のみならず、異なる前提や価値観を前向きに受け止め、粘り強く行動できる「異文化レジリエンス」であると言える。

商業教育におけるビジネス教育は、このような素養を身につけるための基盤として位置づけられ、知識習得型から、実践と振り返りを重ねる経験重視型の学びへの転換が図られるべきである。

(2)大阪を起点とした課題解決と価値創造の学び

世界規模の課題に直接取り組むことは、高校生にとって容易ではない。しかし、大阪という都市は、インバウンド対応や多文化共生といった多様性を活かした都市の発展や価値創出の取組みをはじめ、観光・統合型リゾート(IR)を見据えた国際ビジネス、ものづくりや中小企業

を含む地域産業、外国人観光客や在住外国人との交流機会など、世界とも結びつく具体的な学習素材を内包しており、身近な課題から世界へと視野を広げる学びを展開することが可能である。

日常生活や地域社会、大阪の産業・都市機能を題材として課題を発見し、解決策を検討・実践するプロセスは、大阪が今後の成長産業として位置付ける観光・統合型リゾート(IR)など、世界と結びつく要素があり、世界の課題解決へと発展させることが可能な思考様式を育む。大阪をフィールドに調べる、やってみる、振り返るというスモールサイクルを繰り返すことで、海外市場を意識した新たなビジネスの検討、異なる価値観を理解したコミュニケーションなど、国や地域が変わっても求められる課題解決のあり方を身につけ、国際的な場面で活用できる力を培っていく。

(3)グローバル・シチズンシップを土台としたビジネス教育に

大阪から世界で活躍する人材を育成する上では、グローバル・シチズンシップの理念のもと、利益追求のみを目的としたビジネス観から脱却し、「何のために、誰のために価値を創出するのか」という目的意識をもつことが重要である。

生徒は、多様な文化的背景をもつ人々との協働、社会課題と経済活動を両立させる CSV の視点、寛容性や当事者意識を育む学びを通じて、大阪という地域に立脚しながらも、世界共通の倫理観や価値観を備えたビジネス観を形成していく。

(4)多様性に触れる体験と越境の学び

異文化レジリエンスや国際感覚は座学のみで育成することは困難であり、実際に多様性に触れる体験の積み重ねが不可欠である。他校や国際的な視点を有する大学との交流、国内在住外国人との協働、海外とのオンライン連携など、年齢や文化的背景の異なる人々と対話する機会を継続的に設けることが重要である。

また、英語についても、完璧な運用能力をめざすのではなく、翻訳アプリ、生成 AI をツールとして活用しながら意思疎通を図る実践的能力を育成していくことが必要である。

(5)世界の最前線に触れる経験の意義

生徒自身が、世界を遠い存在ではなく自分たちの生活や将来と繋がっている現実として捉え直し、主体性(オーナーシップ)を持って行動する姿勢を身につけるため、最先端の技術やビジネスが集積し、失敗を恐れず挑戦を続けている人々や、その挑戦と革新が日常的に行われている環境に触れる経験が重要である。そうした人々の考え方や行動に触れることで、生徒は自らの視野を広げるとともに、社会と関わりながら自分も行動してみようとする意識を醸成していく。

(6)まとめ

大阪から世界で活躍する人材を育成するビジネス教育とは、特定の進路や成果をゴールとするものではなく、変化の激しい社会の中で、自ら価値を創造し続ける力を育む教育である。

大阪という地域に根差しながら、世界規模の課題に挑み、多様な他者と協働し、社会と経済の双方に価値を生み出す力を備えた人材を育成することが、今後の商業教育に求められる役割である。

5 教員の役割及び専門性の育成について

(1)教員の役割の転換 「教える人」から「教え、その学びを支える人」へ

従来の商業教育では、知識や技能を体系的に教えることが教員の主たる役割とされてきた。しかし、社会の変化が激しく、正解が一つに定まらない時代においては、生徒自身が問いを立て、試行錯誤しながら学びを深めていくことが重視される。

このような学びを支えるため、教員には、知識を一方向的に伝える存在から、「生徒の思考や対話を促すファシリテーター」、「課題に向かうプロセスに寄り添う伴走者」、「外部人材や大学、企業等とつなぐコーディネーター」としての役割が求められる。生徒が「正解を教えてもらう」姿勢から脱却し、自ら考え行動できるよう、生徒の学びを支え、つなぎ、導くことが、今後の商業教育における教員の重要な役割である。

(2)探究・プロジェクト型学習を支える専門性の必要性

探究的なビジネス教育やプロジェクト型学習を実施するためには、教員にはこれまで以上に幅広い専門性が求められる。具体的には、課題発見・解決のプロセスを理解し、仮説検証型の学びを設計・評価する力や、多様な意見を引き出し、対話を構造化するファシリテーション力が不可欠である。

商業教育の特性である、人(人材や組織の動き)、モノ(商品・サービス)、カネ(会計・財務・資金の流れ)、情報(データ・AI)といったビジネスに関わる基本要素を関連づけながら、企業活動や地域経済の成り立ち、社会課題の解決にどのようにつながっているかを扱うことが求められる。そのため、教員自身が会計や財務、データ活用、AIなどの知識や技術を継続的に学び直し、変化する社会や産業の動向を踏まえた学びを生徒に提示していくことが重要である。

また、教員が学び続ける姿勢を体現することそのものが、生徒にとって大きな学びとなる。

(3)外部人材との協働による教員の専門性の補完

前述の教員が果たすべき役割や専門性を、すべて教員だけで担いながら教育を行っていくことは現実的ではない。そのため、大学教員、企業人、専門家等の外部人材が関与し、教員と役割を分担しながら教育を進めていくことが不可欠である。

教員は、生徒と外部人材との学びをつなぐ「ゲートウェイ」として機能し、専門的助言や実践的知見については外部の力を適切に活用する。そのためにも、「3 外部連携・高大接続について」で示したように、外部人材を適切にコーディネートできる体制づくりや、教員が安心して外部と協働できる組織的な仕組みが求められる。

(4)教員の学び直しと専門性向上を支える仕組み

急速に進展する AI 技術やビジネス環境の変化に対応するためには、教員自身が専門分野

の知識や指導力を継続的に更新し、深化させていくための仕組みを整備することが重要である。大学や大学院における科目履修や研究への参画、企業や地域と連携した実践的研修、実務経験者との共同研究などを通じて、教員の専門性を体系的に高めていくことが望まれる。

そのため、こうした専門性向上を、個々の教員の自己努力に委ねるのではなく、府の制度として位置づけ、計画的な研修機会の確保、大学・企業等への派遣研修の実施、研修や研究に充てる時間の確保など、時間的・環境的な保障を行うことが、今後の商業教育の質を左右する重要な要素となる。

(5)教員の負担軽減と評価への配慮

探究的・実践的な商業教育を推進するにあたっては、教員の負担が過度に増大しないよう十分な配慮が必要である。プロジェクト運営や外部連携には時間と労力を要するため、ICTの活用や業務分担の工夫により、授業準備や連携調整に集中できる環境を整備することが重要である。

また、新たな教育に挑戦する教員の取組みが正当に評価され、組織として共有される仕組みを構築することで、教員が安心して挑戦できる文化を育てていく必要がある。

(6)まとめ

商業教育における教員の役割は、今後ますます高度化・多様化していく。その中で重要なのは、教員に過度な負担を求めることなく、外部と協働しながら学びを支える専門職としての教員像を明確にし、組織として支えていくことである。

教員の専門性の育成と働き方への配慮を両立させることが、商業教育改革を持続可能なものとし、生徒が主体的に学び続ける力を身につけるための前提条件となる。

6 教育成果の評価・可視化のあり方について

(1)結果偏重からプロセス重視への評価観の転換

これまでの学校教育では、定期考査や資格取得といった成果が学習評価の中心となってきた。一方、新たな商業教育が本質的な学びを実現する上で重視するのは、正解のない課題に向き合い、自ら問いを立て、試行錯誤を重ねながら価値を創出する力を育成することである。

そのため、教育成果の評価においては、「課題をどのように発見したか」、「仮説を立て、検証する過程でどのような工夫をしたか」、「仲間や外部とどのように協働したか」、「失敗や困難から何を学び、次にどう生かしたか」といった学びのプロセスそのものを適切に捉え、評価することが重要である。結果の成否のみで評価するのではなく、挑戦の質や学びの深まりを重視する評価観への転換が求められる。

(2)多様な評価手法の組み合わせによる成果把握

商業教育では、従来からの学力評価や資格取得の意義を否定するものではなく、これらを基礎として活用しつつ、探究的な学びに対応した評価手法を組み合わせることが適切である。

具体的には、「プロジェクト成果物や発表内容」、「活動記録や振り返りレポート」、「ポートフォリオによる学習の蓄積」、「教員や外部指導者による形成的評価」などを通じて、生徒一人ひとりの成長を多面的に捉えることが考えられる。こうした評価は、正確さや再現性だけでなく、生徒自身が自らの学びを言語化し、振り返る機会を提供するものとして位置づけることが重要である。

(3)成果発表と「見える化」による学びの社会的共有

教育成果を「学校内で完結させない」ことの重要である。探究やプロジェクトの成果を、成果発表会や公開型の発信を通じて社会と共有することは、生徒の学習意欲を高めるとともに、教育の可視化につながる。

第三者に伝えることを前提とした成果発表は、実社会に近い評価の場となりうるものであり、生徒にとって、「思考の整理力」、「プレゼンテーション力」、「他者からのフィードバックを受け止める力」を育成する機会となる。また、保護者や地域に対しても、生徒の成長を具体的に示す有効な手段となる。

(4)評価を通じた学びの質の向上と改善サイクル

教育成果の評価は、選別や序列化を目的とするものではなく、次の学びをより良いものにするための手がかりとして機能させることが重要である。教員が評価結果を基にカリキュラムや指導方法を振り返り、改善につなげることで、教育全体の質を高めていくことが可能となる。

また、生徒自身が評価結果を振り返ることで、自らの成長を自覚し、次の挑戦に向かう内発的動機づけが促される。このように、評価は教員と生徒双方にとっての学びの循環を支える装置として位置づける必要がある。

(5)まとめ

商業教育における教育成果の評価・可視化は、従来の学力評価を基盤としながら、探究的・実践的な学びの特質を踏まえて再構築されるべきである。

結果のみならずプロセスを重視し、多様な手法を組み合わせることで成果を可視化することで、生徒の成長の過程を含めて評価し、その成果を社会と共有することが可能となる。

こうした評価の在り方は、生徒の挑戦を支え、教育の信頼性を高めるとともに、新たな商業教育を持続的に発展させるための重要な基盤となる。

7 生徒・保護者・地域への丁寧な説明と理解形成について

(1)生徒への丁寧な説明と主体的な理解の促進

新たな商業教育では、生徒が自ら問いを立て、試行錯誤や失敗を重ねながら学びを深めていくことが重要となる。こうした学びは、生徒にとって負担や不安を伴う側面もあるため、なぜこのような学びが必要なのか、どのような力が身につくのかを、生徒自身が理解し、納得したうえで学びに向かうことが求められる。

そのため、教育内容を一方的に提示するのではなく、「社会の変化や将来像との関係」、

「学びが将来の進路や生き方にどのようにつながるか」、「失敗や試行錯誤が学びの一部であること」などを、学校生活の中で繰り返し丁寧に伝えていくことが重要である。生徒が学びの目的を自分事として捉えることで、主体的に挑戦する姿勢が育まれる。

(2)保護者への理解促進と安心感の醸成

保護者にとっては、自身が受けてきた従来型の教育との違いから、新しい商業教育に対して不安を抱く場合も少なくない。特に、進路の多様化や、失敗を伴う学びに対しては、「将来に不利にならないか」「確実性は担保されているのか」といった懸念が生じやすい。

このため、保護者に対しては、「商業教育で育成をめざす人物像・資質・能力」、「進学・就職・起業など多様な進路につながる可能性」、「高大接続や外部連携を通じた学びの連続性」について、具体的な事例や成果とともに分かりやすく説明することが不可欠である。

また、成果発表会や面談、説明会等を通じて、生徒の成長過程を共有し、保護者が安心して子どもの挑戦を支えられる環境を整えることが重要である。

(3)地域・社会との双方向的な関係づくり

商業教育における探究的な学びや外部連携は、地域や企業、大学等との関わりの中で展開される。そのため、府立商業系高等学校がどのような教育をめざし、地域社会にどのような価値を提供しようとしているのかを、地域関係者と共有することが重要である。

地域に対しては、単なる協力依頼にとどまらず、「生徒が地域課題に向き合うことで得られる相互の学び」、「若者の視点が地域にもたらす新たな価値」、「府立商業系高等学校が地域とともに成長していく姿」を示し、学校と地域が対等なパートナーとして連携する関係を築いていく必要がある。

こうした関係性は、外部連携を持続可能なものとし、生徒にとっても社会とのつながりを実感できる学びの基盤となる。

(4)情報発信と「見える化」の重要性

新たな商業教育の理解を広げるためには、内部向けの説明にとどまらず、広く社会に向けた情報発信も重要である。とりわけ、中学生やその保護者に対しては、「入学後にどのような学びが待っているのか」を具体的にイメージできるよう、学校の特色や教育内容を分かりやすく発信することが求められる。

探究活動やプロジェクトの成果、生徒の成長の様子を可視化し、継続的に発信することで、新たな商業教育の意義が社会に共有され、学校への理解と期待が高まっていく。

(5)まとめ

生徒・保護者・地域への丁寧な説明と理解形成は、新たな商業教育を円滑かつ持続的に進めるための前提条件である。

教育の目的や価値を共有し、対話を重ねながら信頼関係を築くことで、生徒が安心して挑戦でき、保護者や地域がその挑戦を支える好循環が生まれる。

商業教育を「学校内の取組み」にとどめるのではなく、社会全体で取り組む教育として位置づけていくことが、今後の改革において重要である。

8 教育環境・空間整備について

(1) 学び方の転換を支える教育環境の必要性

新たな商業教育においては、探究的・実践的な学び、外部連携、協働的なプロジェクト学習が教育の中核となる。その実現にあたっては、カリキュラムや指導方法のみならず、生徒の学びを支える教育環境・空間の在り方についての検討も必要である。

これまでの教室は、教員が前に立ち、机が整然と並ぶ形式を前提としてきた。しかし、新たな商業教育では、生徒同士の対話や協働、試行錯誤を繰り返す学びが重視されることから、従来型の教室環境そのものが学びの制約となり得る。学びの質を高めるためには、空間そのものが生徒の主体性や挑戦を後押しする設計となっていることが重要である。

そのため、教育環境は単なる「授業を行う場所」ではなく、「生徒が自由に意見を交わし、考えを深める場」、「アイデアを形にし、試すことができる場」、「外部人材や社会とつながる拠点」として機能することが求められる。

(2) 対話・協働を促す空間設計への配慮

探究的な学びを支えるためには、対話と協働が自然に生まれる空間設計が不可欠である。可動式の机や椅子を用い、生徒同士が即座にグループを形成できる環境は、議論やプロジェクト学習を円滑に進める上で有効である。

また、異なる学年やクラスの生徒が交流できる場を設けることにより、学びの幅が広がり、相互に刺激を与え合う環境が生まれる。こうした空間は、商業教育で重視される協働力やファシリテーション力の育成にも寄与する。

(3) 学びの充実に向けた環境整備

新たな商業教育を持続的に展開するためには、従来の安全性を担保しつつ、学校全体でどこからでも安定してアクセス可能な Wi-Fi 環境を整えることが重要である。これにより、教室内外を問わず、生徒が必要に応じてデジタル教材やデータ、生成 AI 等を活用した学びに取り組むことが可能となる。

AI が進展する時代においては、先端的なツールやデジタル技術に自由にアクセスし、試行錯誤を重ねながら使いこなす経験そのものが学びの質を高めることにつながる。こうした環境を整えることで、生徒が主体的に課題に取り組み、対話と協働を通じて学びを深める学習活動を一層促進することができる。

(4) まとめ

新たな商業教育を推進するにあたっては、探究的・実践的な学びや協働的な活動を支えるため、教育内容の転換と併せて教育環境・空間の整備が必要である。

従来の一斉授業を前提とした教室環境を見直し、対話や試行錯誤が自然に生まれる柔軟な

空間設計を行い、生徒の主体性や挑戦を後押しする。

また、安定したデジタル環境の整備により、生成 AI 等の先端ツールを活用した学習を促進し、対話と協働を通じて学びを深める。

こうした教育環境・空間の整備は、新たな商業教育を持続的に展開していくための重要な基盤となる。

9 教育内容の充実に向けた教育資源の集約化に関する方向性について

現在の商業系高校においては、各校がそれぞれ特色ある教育活動を展開し、教育内容の充実に努めてきたところである。

しかしながら、少子化の進行に伴う生徒数の減少や教育ニーズの高度化・多様化を背景として、教育資源が各校に分散したままでは、持続的な発展や取組みの高度化に一定の限界が生じる。

また、実践的な学びや大学・産業界との連携、探究的な学習の充実など、今後求められる新たな商業教育を実現するためには、従来以上に高度な専門性と体制整備が必要となるが、これをすべての学校において同一水準で展開することは現実的に困難であり、特に、スモールサイクル型の実践的カリキュラムや、高度な専門性を要する指導体制、外部機関との継続的な連携体制の構築には、教育資源の集約が不可欠である。

これまでに、複数校の教育資源を1校に集約することにより、新たな教育分野の創出や高大接続の強化など、人的・物的資源を集中的に投入し、より質の高い教育の実現が可能となり学校の魅力向上につながった事例³がある。

学校の集約化により、教員の専門性の集積や多様な連携の拠点化が可能となり、大学・産業界との連携や探究的な学びを一層推進する基盤が整うとともに、新たな教育分野の創出やカリキュラムの高度化を図ることが期待される。

このため、商業系高校の在り方については、新たな商業教育の中核となる学校の創設を視野に、複数校の集約化を具体的に検討していくことが望ましい。

³ 平成 24 年度に開校した大阪ビジネスフロンティア高校では、商業高校3校を1校に再編統合し、教育資源を集約することによって魅力化を図っている。

おわりに

大阪府学校教育審議会商業教育部会では、「今後の府立商業系高等学校のあり方」について、4回にわたる審議を通じて検討を重ねてきた。

審議においては、府立商業系高等学校がこれまで果たしてきた役割を確認するとともに、少子化の進行、AI・デジタル技術の急速な発展、2040 年以降の就業構造推計など、社会環境の大きな転換を踏まえ、これからの時代に商業教育が果たすべき役割について多角的に議論を行った。

その中で、商業教育は、単に知識や技能、資格取得を目的とする従来型の教育から、実社会と接続した経験を通じて、生徒一人ひとりが主体的に学び続け、変化に対応しながら新たな価値を創造し、社会にイノベーションを起こす力を育む教育へと転換していく必要があるとの認識を共有した。

あわせて、府の商業教育で育成をめざす人物像として、アントレプレナーシップを備え、社会の変化に対応し続けられる人、自らの興味関心を出発点に学び続けられる人、グローバル・シチズンシップを有する人、と定義し、育む資質・能力として、課題発見・解決力やコミュニケーション力・ファシリテート力、データ分析力やAI活用力であると位置づけた。

その上で、上記人物像や資質・能力を育成するため、必要な教育活動のあり方等を整理した。

具体的には、新たな商業教育においては、教室内の学習にとどまらず、地域・企業・大学等と連携した探究的・プロジェクト型学習、短い試行錯誤を繰り返すスモールサイクルの学び、AI やデータを活用した思考力の育成などを、今後の商業教育の中核として位置づけることが必要である。

また、こうした新たな商業教育の実現にあたっては、外部連携や高大接続の推進、教員の「教える」から「学びを支える」への役割転換と専門性の向上、評価・学びの可視化の見直し、生徒・保護者・地域への丁寧な説明、教育環境整備などを一体的に進めていくことが必要である。加えて、外部人材や大学、企業等との連携を調整・支援し、生徒や教員の挑戦を伴走的に支える「ビジネス教育インキュベーション機能(仮)」のような仕組みを構築し、人材とネットワークを基盤とした支援体制を整えていくことが必要である。

あわせて、探究的・実践的な学びや協働的な活動を支える教育環境の整備や、生成 AI 等の先端的なツールを活用できるデジタル環境の充実を図ることが、新たな商業教育を支え、継続・発展させていく基盤となる。

また、それらに対応するためには、商業系高校全体としては、新たな商業教育の中核となる学校の創設を視野に入れ、教育資源の効果的な活用の観点から、複数校の集約化について具体的に検討していくことが望ましい。

これらの審議を通じて、本部会では、文部科学省が示す「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」の考え方や 2040 年以降の就業構造推計など、社会環境の大きな転換を踏まえ、生徒一人ひとりが社会や企業活動を自分事として捉え、変化の中でも主体的に学び、行動し続けるための基盤を育む場として、府立商業系高等学校がその役割を果たしていくことが重要であるとの考え方を示した。

府教育委員会においては、本報告で示した方向性を踏まえ、商業教育の理念や育成をめざす人物像・資質能力を明確にした上で、各府立商業系高等学校の教育内容・教育課程の改善や特色化を進めるとともに、外部連携や高大接続を支える「ビジネス教育インキュベーション機能（仮）」の設置、教員の専門性向上や研修体制の充実、教育成果の評価・可視化のあり方、生徒や保護者等への理解形成、教育環境・空間整備について、計画的かつ丁寧に検討・実施していくことが求められる。なお、複数校の集約化の議論については、加速度的に変化する社会をふまえ機を逸することなく具体的な検討を進めていただきたい。

本部会としては、府立商業系高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、自らの可能性を広げ、将来に向けて主体的に挑戦し続けることができるようにすること、また、万博等の機会を通じて、生徒が夢に向かって挑戦することの価値や意義を実感したように、学びそのものに興味を持ちながら主体的に取り組める教育を実現できるよう、本報告の内容が今後の施策に適切に反映され、大阪の未来を支える商業教育の更なる発展につながることを期待する。

大阪府学校教育審議会 商業教育部会 委員名簿

(五十音順)

氏名(敬称略)	職名
林 永 周	立命館大学 経営学部 教授
大 継 章 嘉	大阪教育大学 総合教育系 高度教職開発部門 特任教授
小 林 幸 治	大阪商工会議所 人材開発部 部長
中 川 慧	大阪公立大学 経営学研究科 教授
フォーリー 淳子	大同門株式会社 代表取締役社長

大阪府学校教育審議会 商業教育部会 開催状況

◇第1回(令和8年 1月 30 日)

商業系高校の現状と未来を見据えた課題認識

◇第2回(令和8年 3月3日)

今後の社会において必要とされる資質能力の育成と高大接続

◇第3回(令和8年 3月 19 日)

大阪から世界で活躍する人材育成に向けた教育内容と教育環境

◇第4回(令和8年 5月 12 日)

まとめ(大阪府学校教育審議会への報告案の検討)

報告事項 2（周知・報告）

大阪府識字・日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定について

標記について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 7 月 24 日

第1章 はじめに

1 方針策定の背景と趣旨

- ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利であり、尊厳をもって自分らしく、安心して学び、暮らし、働くことの基盤となるもの。
- 大阪府では、識字学級の歴史的な実践と、多文化社会の進展に伴う日本語教育の広がり発展及び法制度の趣旨をふまえ、ともに生きる社会の実現をめざし、本方針を策定する。

2 方針の位置づけ

- 「日本語教育推進法」に基づく
- 「教育機会確保法」の理念をふまえる
- 「国日本語教育基本方針」をふまえる

※ 府の関連する指針、方針及び計画と整合性を図りながら一体的に推進

3 用語の定義

識字：読み書き能力にとどまらず、人権保障としての学習権、生活に必要な情報の理解・活用、意思疎通と社会参加、自己実現を支える力

日本語教育：外国人等の生活・就学・就労等を支えるものであり、多文化共生、社会参加支援、言葉に対する権利の保障を目的とする教育

第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向

1 識字・日本語教育推進の目的

- すべての人がことばを通じて自らの思いや考えを表現し、他者とつながり、主体的に生きる力を育むこと
- 多様な背景のある人びとが、安心して学び、暮らし、働きながら、ことばを通じて社会に参加できる環境を整え、ともに生きる社会の実現

2 府の責務

体制整備、実態把握、研修、広報、市町村支援、関係者ネットワークの構築など

3 各主体に期待される役割

- 国**：法制度整備、財政的支援、情報提供・公表
- 市町村**：基礎自治体として体制整備、相談対応、支援者養成
- 国際交流協会等**：ネットワークの活用、交流の場づくり、情報提供
- 関係機関・団体等**：学習支援、相談対応、教材開発、交流の場づくり
- 事業主**：学習機会の提供、学習支援
- 府民**：共生の地域づくり、やさしい日本語等の活用、地域での協働

4 各主体との連携

調整・支援、情報共有、連携・協働

第3章 識字・日本語教育の推進に関する事項

1 識字・日本語教育による学習機会の充実

地域における学習機会の充実

- 学習機会の確保と運営支援
- 学習支援者の育成とネットワークづくりの促進
- 人権に根ざした教室づくりの推進

外国につながるの幼児、児童、生徒等の学習機会の充実

- 就学促進の支援（市町村連携、未就学把握、多言語案内等）
- 受入れ体制の整備（通訳・翻訳、相談窓口、教職員研修等）
- 日本語指導の充実（専門人材配置、特別の教育課程、教職員研修等）
- 教科指導、生徒指導、進路指導の充実
- 母語・母文化の尊重
- 保護者への支援と情報提供（多言語資料、相談支援）
- ともに学ぶ環境の創出（文化・価値観尊重、人権尊重）
- 中学校夜間学級との連携と支援

外国人留学生等の学習機会の充実

- 生活支援と地域とのつながりづくりの促進
- 就職・研究への移行支援（企業見学会、ビジネス日本語講座等）

外国人労働者等の学習機会の充実

- 事業主等への働きかけと経済団体等との連携（取組促進、情報提供）
- 労働関係法規・ワークルールの啓発
- 看護・介護分野の専門日本語対応力向上支援

2 府民の理解と関心の増進

広報・啓発活動の推進、「やさしい日本語」の普及、住民参加型の交流・学習支援活動の促進、学習者・支援者と府民の交流機会の創出

第4章 おわりに

庁内各部署が既存の会議体を有機的に連携、市町村や関係団体等と協働し、優れた実践の共有、学びを支える担い手の育成、情報発信を通じて、**識字・日本語教育の一層の充実**を図り、**ともに生きる社会の実現**をめざす。

大阪府識字・日本語教育の推進に関する 基本的な方針

令和 8（2026）年 7 月
大阪府

目 次

第1章 はじめに	1
1 方針策定の背景と趣旨	1
2 方針の位置づけ	3
3 用語の定義	3
第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向	5
1 識字・日本語教育推進の目的	5
2 府の責務	6
3 各主体に期待される役割	6
（1）国	7
（2）市町村	7
（3）国際交流協会等	7
（4）関係機関、関係団体等	7
（5）事業主	8
（6）府民	8
4 各主体との連携	8
第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項	9
1 識字・日本語教育による学習機会の充実	9
（1）地域における学習機会の充実	9
（2）外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実	10
（3）外国人留学生等の学習機会の充実	13
（4）外国人労働者等の学習機会の充実	14
2 府民の理解と関心の増進	15
第4章 おわりに	15

※ 本方針は、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の理念をふまえており、各取組の推進を通して、関連するゴールの達成に貢献します。



第1章 はじめに

1 方針策定の背景と趣旨

「ことば」¹を学び、用いることは、一人ひとりが主体的に生きることと自由を支え、人と人との関係を築き、尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくるための基盤であり、すべての人に保障されるべき基本的な権利です。大阪府では、だれもが尊厳をもって自分らしく、安心して学び、暮らし、働くことができる社会の実現をめざして、識字・日本語教育の充実に取り組んできました。

大阪府における識字・日本語教育のあゆみは、昭和39（1964）年に地域で最初の同和地区識字学級が誕生したことに始まります²。社会的に不利な立場にあり十分な教育を受けられなかった人びとが、自らの力で文字や言葉、社会のありようを学ぶために集まったのが識字学級の始まりです。識字学級では、差別や貧困、障がいなどにより学校に通えなかった人びとに加え、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人や、中国をはじめ外国からの帰国者など、多様な背景のある人びとが学び合ってきました。また、支援者として関わってきた学校教職員や地域住民ボランティアも学習者に学んできました。こうした識字学級の実践は、大阪府における人権保障としての言語保障の理念と識字・日本語教育の基盤を形づくってきました。

国際化の進展に伴い、外国から来日する人びとが増えると、日本語を学びたい人びとのために、各市町村、地域の国際交流協会、関係団体などによって、日本語教室等が各地に設けられるようになりました。これらの日本語教室等のなかには、識字学級の実践を継承したものもあり、多様な背景や国籍の人びとがともに学ぶ「識字・日本語教室」として運営されるなど、学びの場の多様な展開がみられます。

また、学校教育の場においても、外国につながるのある子どもたちの増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒への対応が進められてきました。日本語指導や母語・母文化を尊重した学習を支援する人員の配置、特別の教育課程の編成などが行われており、教育委員会や学校が連携しながら体制整備を進めています。加えて、教職員による授業改善や教材開発、保護者とのコミュニケーション支援など、現場の工夫を重ねた柔軟な取組が広がり、子どもたちが安心して学び、学校生活に主体的に参加できる環境づくりにつながって

¹ 本方針において「ことば」とは、母語・日本語などの言語そのものに加え、文字の読み書き、自己の思いや考えを表現し他者と意思疎通を図る多様な手段を含め、人が日々の生活を営み、社会に参画し、自己を形成していくために必要な力ととらえます。

² 同和地区とは、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」をいいます。我が国では同和問題の解決に向け、平成14（2002）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが積極的に進められてきました。

います。

さらに、義務教育を実質的に受ける機会がなかった人びとに教育機会を保障するため、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が開設されています。中学校夜間学級は、すべての人がことばを学び、主体的に社会参加することを支える場として機能しており、不登校経験のある人や外国籍の人を含む多様な背景のある人びとが学んでいます。

一方、大学や専門学校、日本語教育機関では、留学生等に対して専門的な日本語教育が提供されています。また、就労の場においては、技能実習、特定技能、経済連携協定（EPA）などの制度により来日した人びとに、入国前や就労現場での研修、企業や監理団体による支援などを通じて、さまざまな形で日本語に触れる機会が設けられています。業務に必要な日本語の支援が行われている職場もあり、働く場における意思疎通の工夫が進められています。

国においては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28（2016）年法律第 105 号。以下「教育機会確保法」という。）や「日本語教育の推進に関する法律」（令和元（2019）年法律第 48 号。以下「日本語教育推進法」という。）に基づき、多様な学びの機会の保障推進や、日本語教育の推進に向けた施策が進められています。

令和 2（2020）年国勢調査では、大阪府内において、小学校または中学校を卒業していない人が 42,399 人存在することが明らかとなっており³、成人基礎教育の機会を確保し、だれもが必要な学びを得られる社会を実現するための取組を継続していくことが依然として求められています。

また、令和 6（2024）年末現在、大阪府に暮らす外国人住民は約 33.4 万人に達し⁴、府人口の約 26 人に 1 人が外国人となっています。多様な背景のある人びとが、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通を図り、かつそのような場に主体的に参画できるようになるために、識字・日本語を学ぶことのできる環境の一層の充実が求められています。

大阪府における識字・日本語教育の取組は、地域、学校、大学、職場など多様な学びの場が並行して広がり、社会の変化に応じて発展してきました。こうしたあゆみと上述した法制度の趣旨をふまえ、府内における識字・日本語教育のさらなる推進を図り、すべての人が安心して暮らし、互いに尊重し合いながらともに生きる社会の実現に向けて、「大阪府識字・日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定します。

³ 「小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人」（未就学者）が 8,515 人、「小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人」が 33,884 人存在し、特に未就学者については、全国で最も多い状況にあります。

⁴ 「在留外国人統計」令和 6（2024）年 12 月調査 法務省出入国在留管理庁

2 方針の位置づけ

本方針は、日本語教育推進法第11条に基づき、大阪府における識字・日本語教育の推進に関する施策の基本的な方針として策定するものです。

策定にあたっては、教育機会確保法の理念をふまえるとともに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2（2020）年6月閣議決定、令和7（2025）年9月改訂）をふまえます。

府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主等が連携し、あらゆる場における取組を一層促進するため、大阪府の関連する指針、方針及び計画と整合性を図りながら一体的に推進していきます。⁵

3 用語の定義

（1）識字

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）では、元来「識字」を「日常生活で用いられる簡単に短い文章を理解して読み書きできること」と定義されてきました。しかし、その後の社会変化等を背景として、識字は単なる文字の読み書き技能にとどまらず、「読み書き・計算の力、文脈を理解する力、仕事に必要な力、デジタル機器を活用する力、テレビ・インターネット・ソーシャルメディア等から得られる情報を判断・理解し、適切に活用する力を含むもの⁶」として位置づけられるなど、その捉え方が広がっています。

本方針では、こうした今日的な観点をふまえ、「識字」について、以下のとおり幅広い概念として捉えることとします。

● 人権の基盤としての識字

すべての人に保障されるべき基本的な人権であり、学習権の保障、教育を受ける権利及び社会的平等の実現を支える前提となるもの。また、自らの権利について理解し、行使するために必要な力。

● 生活の基盤としての識字

公共交通、医療、行政手続等、日常生活に必要な情報を理解し、適切に活用する力。また、デジタル社会において、文字情報やインターネット、さまざまなメデ

⁵ 令和8（2026）年3月、行政と民間が連携した大阪識字・日本語協議会より、「大阪府内における識字・日本語学習活動のさらなる充実に向けたあり方について（提言）」が策定されました。（第3章1節（1）参照）

⁶ SDG 4 - Education 2030, Part II: UNESCO Strategy for Youth and Adult Literacy (2020-2025) - Action Plan (UNESCO, 2020)

ィアを通じて情報を収集し、判断・活用する力。

- **社会参加のための識字**

自らの意見や考えを適切に表現し、他者と意思疎通を図る力。さらに、地域社会やより広い社会に主体的に参画し、協働するための基盤となる力。

- **自己実現のための識字**

学びを通じて自分らしく生きるための力であり、単なる文字や言葉の習得にとどまらず、人生を主体的に切り拓く基盤となるもの。

(2) 日本語教育

本方針において「日本語教育」とは、日本語に習熟していない外国人や日本国籍を有する人びと（以下「外国人等」という。）が、日本語を習得するために行われる教育や活動をいいます。

日本語教育は、外国人等が自分らしく生活を営み、社会に参画するための基盤であり、「識字」と同様に人権保障として位置づけられます。

日本語教育には、具体的に次の内容が含まれます。

- **多文化共生の基盤形成**

日本語教育を通じて、異なる言語や文化的背景のある人びとが相互理解を深め、ともに学び合う環境づくり。

- **社会参加のための支援**

外国人等が地域社会において生活し、学び、働くための日本語習得支援。

- **言葉に対する権利の保障**

日本語を通して、意見を表現し、自分らしく生活し、尊厳を持って生きるために不可欠な教育。

- **日本語習得のための教育**

外国人等が日常生活、就学、就労等に必要な日本語を体系的に学ぶための教育。

以上、整理してわかるように、「識字」と「日本語教育」の概念はその多くが重なっています。

大阪府における識字・日本語教育は、識字学級の実践に培われた人権尊重の理念を背景に、識字と日本語教育を相互に関連し合うものとして一体的に取り組んできました。

第2章 識字・日本語教育の推進の基本的な方向

Ⅰ 識字・日本語教育推進の目的

大阪府における識字・日本語教育の推進は、すべての人がことばを通じて自らの思いや考えを表現し、他者となつながら、主体的に生きる力を育むことを目的としています。ことばは、個人の尊厳を支える基盤であり、教育・就労・生活のあらゆる場面において欠かせないものであるとともに、社会への参画を可能にする重要な手段です。

大阪府では、識字学級の実践に根ざした地域の取組と、国際化の進展に伴って広がった多様な学びの場での取組を通じて、識字・日本語教育の充実に努めてきました。こうした経緯をふまえ、多様な背景のある人びとが、安心して学び、暮らし、働きながら、ことばを通じて社会に参画できる環境を整え、ともに生きる社会の実現をめざします。

また、識字・日本語教育の推進にあたっては、日本語教育推進法の基本理念にのっとるとともに教育機会確保法の基本理念をふまえ実施する必要があります。

これらの目的や基本理念のもと、大阪府は、だれもがことばを通じて自らの可能性を拓き、互いに尊重し合いながらともに生きる社会の実現に向けて、識字・日本語教育のさらなる推進を図っていきます。

〔日本語教育推進法の基本理念〕

第3条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

〔教育機会確保法の基本理念〕

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

2 府の責務

大阪府は、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」との理念のもと、国、市町村、識字・日本語教育に携わる関係機関・団体等との適切な役割分担をふまえ、府内各地域の実情に応じた識字・日本語教育の推進に向けた体制整備、実態把握及び方針の策定を行います。あわせて、市町村の識字・日本語教育担当者や指導者・支援者に対する研修機会の提供、府内関係者のネットワークづくり、他事業との連携・協力や広報活動、国への要望活動などを実施します。

3 各主体に期待される役割

大阪府における識字・日本語教育の取組は、識字学級の実践を基盤ともしながら、地域、学校、大学、職場など多様な学びの場が広がり、社会の変化に応じて発展してきました。歴史的背景と社会的変化をふまえ、今後さらに充実した環境を整えるためには、国、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、各主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して取り組むことが欠かせません。以下に、各主体に期待される役割を示します。

（１）国

国は、教育機会確保法及び日本語教育推進法に基づき、多様な学習機会の保障と、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を担っており、必要な法制度の整備や財政的支援などの措置を講じることが求められます。また、日本語教育の現状や政府の施策について資料を作成し、ウェブサイト等を通じて適切な方法で公表することが求められます。

（２）市町村

市町村は、識字・日本語学習を必要とする住民にとって最も身近な基礎自治体として、各自治体において識字・日本語教育推進のための体制を整備し、地域の実情に応じた識字・日本語教育を実施することが求められます。

識字・日本語学習を必要とする住民のニーズの把握や地域住民の理解を図ること、識字・日本語学習者や識字・日本語教育に携わる人⁷からの相談に応じること、学習支援者の養成に努めることが望めます。また、府や各主体と連携し、市町村内外の識字・日本語教育に携わる人や情報リソースを活用して、域内における識字・日本語教育の推進を図ることが望めます。

（３）国際交流協会等

大阪府国際交流財団（OFIX）は、地域の国際交流や多文化共生を推進する中核的民間国際交流組織として、地域の国際交流協会や NPO、支援団体等との既存のネットワークを活かし活動しています。また、地域の国際交流協会等においては、NPO や支援団体、外国人等住民とのネットワークを活用し、外国人等住民の活躍の機会や地域住民との交流の場を提供する役割を果たしてきました。今後さらに、これらの取組を推進することが望めます。

今後このようなつながりを活かし、府と連携して府内の識字・日本語教室等に関する情報提供などに取り組むことが期待されます。

（４）関係機関、関係団体等

識字・日本語教育に関わる関係機関や関係団体等⁸は、それぞれの専門性や地域とのつながりを活かし、多様な背景のある人びとの学びを支える重要な担い手です。

これらの機関や団体は、学習支援、相談対応、教材開発、学習環境の整備、学習者どうしや地域住民との交流の場づくりなどを通じて、識字・日本語教育の推進に貢献してい

⁷ 地域の識字・日本語教室で活動する学習支援者、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、地域国際交流協会や NPO 等の支援スタッフなど

⁸ 日本語教育機関、大学等の教育機関、NPO、ボランティア団体、外国人等の生活支援を行う団体など

ます。行政や他の関係主体と連携・協働し、地域の実情に応じた柔軟で持続可能な支援体制の構築に寄与することが期待されます。

（５）事業主

外国人等を雇用する事業主は、府や市町村が実施する識字・日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、雇用する外国人等が職務や生活を円滑に営むために必要な日本語を、本人の希望や状況に応じて習得できるよう、学習機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められます⁹。

また、雇用する外国人等の家族に対しても、同様の支援に努めることが求められます。

（６）府民

府民は、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」との理念を共有し、地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりに参画することが期待されます。

識字・日本語学習を必要とする住民は、自らの文化的背景や経験を活かしながら、学習活動を通じて地域とのつながりを深め、安心して暮らし、主体的に社会参加することができるようになることが望まれます。

また、地域住民は、識字・日本語教育が多様な文化を尊重し、活力ある共生社会の実現に資するとの理解のもと、「やさしい日本語」や「読み仮名表記」などの活用や識字・日本語教室への参画、地域活動を通じて、識字・日本語学習を必要とする住民との相互理解と協働を促進することが期待されます。

4 各主体との連携

大阪府は、識字・日本語教育に関する市町村ごとの状況や教育現場の実情をふまえ、関係部局が連携して、国、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、識字・日本語教育に携わる各主体と連携し、必要な調整・支援体制を整えます。

また、市町村や関係団体等との情報共有、人材育成、事業の連携・協働を通じて、府内全域における識字・日本語教育の推進を図り、だれもがことばを学び、安心して暮らし、主体的に社会参加できる環境づくりを支えます。

⁹ 本方針の記述は、事業主全般に対する一般的な期待を示すものです。特定技能Ⅰ号外国人を受け入れる事業主については、法務省「Ⅰ号特定技能外国人支援に関する運用要領」（平成31（2019）年編、令和7（2025）年一部改正）に基づき、日本語学習機会の提供が義務的支援として定められています。また、令和9（2027）年施行予定の育成就労制度においても、日本語教育の機会提供が義務化される予定です。

第3章 識字・日本語教育の推進の内容に関する事項

Ⅰ 識字・日本語教育による学習機会の充実

(Ⅰ) 地域における学習機会の充実

大阪府では、識字・日本語学習活動の充実について、基本的人権に関わる課題であり、成人の基礎教育を保障するものであるとの認識のもと、昭和39(1964)年に地域で最初の同和地区識字学級が生まれて以来、府内各地に広がった識字・日本語教室の実践を基盤として、施策・事業を展開してきました。平成17(2005)年には「大阪府識字施策推進指針(改訂版)」が策定され、施策の理念と方向性が明確化されました。さらに、平成25(2013)年には大阪識字・日本語協議会¹⁰が結成され、行政と民間のネットワークによる連携体制が構築されました。平成28(2016)年には、同協議会において「大阪府内における識字・日本語学習活動促進のための課題整理報告書」が取りまとめられ、以後、報告書に記載された「7つの課題」をふまえ、各市町村や関係機関・団体等と連携しながら取組の推進が図られてきました。令和8(2026)年3月には、同協議会によって「大阪府内における識字・日本語学習活動のさらなる充実に向けたあり方について(提言)」が策定されました。同提言では、これまでの実践の蓄積を踏まえつつ、識字・日本語学習活動が人権保障として果たしてきた役割を改めて整理するとともに、今後の取組を推進していくうえでの基本的な方向性や課題が示されています。

近年、地域における識字・日本語教室では、学習を希望する外国につながる人びとが増加するとともに、不登校等により十分な義務教育を受けることができなかった人びとなど、これまで以上に多様な背景をもつ人びとが参加するようになっています。識字・日本語教室では、活動に参加する学習者の目的や学習に向かう姿勢、求められる内容も一層多様なものとなっています。また、外国人等住民の集住地域と散在地域の存在や、識字・日本語教育を支える人びとの地域的な偏在などにより、学習機会の確保には地域差が生じています。こうした状況のなかで、地域の実情に応じた柔軟な取組が求められており、地域における識字・日本語教育の体制整備と学習環境の充実が重要な課題となっています。

令和7(2025)年時点で、大阪府内には200を超える識字・日本語教室があり、5,576人の学習者と2,778人の学習支援者が¹¹、それぞれの目標に応じて学び合い、支え合う活動を展開しています。こうした教室は、単なる言語習得の場にとどまらず、学習者や支援者が自分の生活や人生を見つめ直し、自信を育み、自分らしく生きることの大切さに気づく場でもあります。人と人が出会い、支え合い、ともに学び合うその場は、学習者にとっても支援者にとっても孤立することなく地域で生き生きと暮らすことにつながる「居場

¹⁰ 大阪識字・日本語協議会の構成団体 大阪府、大阪市、堺市、識字・日本語連絡会、大阪府人権協会、識字・日本語センター及び関係団体等

¹¹ 「識字・日本語教室活動状況調査」令和7(2025)年10月調査 大阪府教育庁

所」・共生について考える場としての役割を果たしています。

大阪府は、こうした地域の取組が継続的かつ効果的に行われるよう、関係機関や関係団体との連携を通じて、学びの環境づくりを後押しし、学習機会の確保、担い手の育成、学習内容の質の向上などを支援するとともに、識字・日本語教室に関わる人びとが人権に根ざした教室づくりを進められるよう、情報提供や研修機会の充実を図るため、以下の施策を推進します。

- **地域の実情に応じた学習機会の確保と継続的な運営支援**

地域の課題や生活背景に応じた柔軟な学習機会の確保に向けて、市町村が主体となって識字・日本語教室の運営に取り組むとともに、域内で活動する関係団体等による教室の状況を把握し、可能な限り支援を行えるよう促します。また、市町村の取組を支援するとともに、府内の識字・日本語教室の現況調査を通じて実態を把握し、識字・日本語センター¹²と協働して教室情報を府民に提供することで、学びの場へのアクセスを促進します。

- **学習支援の担い手の育成とネットワークづくりの促進**

学習者の権利保障においてともに考え行動するとともに学び合う支援者の育成を進めるとともに、教室を越えて支援者どうしがつながり、経験や知見を共有できるネットワークづくりを促進します。市町村識字・日本語学習担当者連絡会議や識字・日本語学習コーディネーター会議などを通じて、地域間の連携と支援体制の強化を図ります。

- **人権に根ざした教室づくりの推進**

学習者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、安心して自分らしく存在できる場として人権が保障された教室づくりを支援します。差別や排除のない学びの空間の育みを支援することで、地域全体の人権意識の向上にもつなげます。その一環として、学習者が自らのことばで語り合い、互いの経験や思いを共有できる人権学習や交流の機会を設け、教室の枠を越えたつながりと人権の学びを広げます。

(2) 外国につながるのある幼児、児童、生徒等の学習機会の充実

大阪府内では、外国につながるのある子どもたちが年々増加しており、その教育環境は言語・文化・生活背景の多様化により、ますます複雑化しています。令和7（2025）年

¹² 識字・日本語センターは、平成14（2002）年に開設され、大阪府、大阪市、堺市、財団法人大阪府人権協会（現 一般財団法人大阪府人権協会）、社団法人大阪市人権協会、識字・日本語連絡会等、行政・民間のネットワークを生かした協力と連携により、識字・日本語学習に関わる相談や情報の発信など7つの機能を果たすため運営されてきました。平成27（2015）年からは、ボランティアにより運営され、行政とも連携しながら、大阪府内の識字・日本語教室の情報や各種教材、研修等イベントの情報などの発信をしています。

度において、日本語指導が必要とされる児童生徒は、小学校で4,417人（義務教育学校前期課程を含む）、中学校で2,712人（同後期課程を含む）、高等学校で773人、支援学校で18人に上り、合計で7,920人が日本語指導を必要としています¹³。これは、教育現場において言語支援の必要性が広範かつ継続的に存在していることを示しています。

さらに、令和7（2025）年度における外国人の子どもの就学状況を見ると、大阪府では、不就学の子どもの22人、就学状況が確認できていない子どもが1,090人存在しており¹⁴、教育機会の保障に向けたさらなる支援が求められています。これらの子どもたちは、出身国・地域や母語・母文化、家庭内での言語環境、来日年齢、在留資格、保護者の就労状況など、さまざまな要因が重なり合うなかで生活しており、特定地域への集住化と散在化の両方が進行していることから、地域ごとの教育ニーズも一層多様かつ複雑になっています。

教育は、すべての子どもにとって成長の基盤であり、社会とのつながりを築く重要な手段です。外国につながるのある子どもたちが、言葉の壁や制度の理解不足、孤立感などによって学びの機会を失うことがないように、教育現場だけでなく、家庭や地域、行政、そして社会全体が連携し、子ども一人ひとりの状況に寄り添った支援を行うことが必要です。

大阪府では、こうした状況に鑑み、「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6（2024）年2月 大阪府教育庁）を策定しました。本指針もふまえ、すべての子どもが安心して学び、自己の可能性を伸ばしていけるよう、以下の施策を推進します。

● 就学促進の支援

外国につながるのある子どもが義務教育を受ける機会を確保するため、市町村と連携し、就学前から義務教育への円滑な接続を考慮しつつ、不就学児童の把握、就学状況の確認、保護者への情報提供を通じて、教育機会の保障に努めます。多言語による就学案内の送付や、返信がない場合の家庭訪問など、各市町村の工夫された取組を広く共有し、就学支援の充実を図ります。

● 受入れ体制の整備

学校現場における通訳・翻訳支援、相談窓口の設置、WEBサイト等における多言語での情報発信、教職員等への研修などを通じて、外国につながるのある児童生徒等の受入れに必要な体制を整備し、安心して学べる環境づくりを推進します。あわせて、優れた実践事例の共有や学校間の連携を促進するため、ICTの活用を含め、情報交換のためのネットワークづくりを進めます。

● 日本語指導の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対して、個別の指導計画の策定、専門人材の配置、特別の教育課程の編成、指導方法の工夫などを通じて、言語習得と教科学習の定着を図ります。ことばの支援は、学力の基盤であると同時に、学校生活への適応

¹³ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7（2025）年5月調査 文部科学省

¹⁴ 「外国人の子供の就学状況等調査」令和7（2025）年5月調査 文部科学省

や自己肯定感の形成にも直結する重要な要素であるため、学校現場と連携し、きめ細かな支援の充実に取り組みます。また、日本語指導の充実を図るために教職員への研修機会を提供します。

- **教科指導、生徒指導、進路指導の充実**

日本語の理解に加え、教科内容の理解を支える支援、学校生活への適応、進学・就職に向けた進路指導など、子どもの将来を見据えた包括的な教育支援を行います。あわせて、児童生徒等が将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう、関係機関と連携したキャリア教育の充実を図ります。

- **母語・母文化の尊重**

外国につながるのある児童生徒等のアイデンティティ形成を支えるため、母語による学習支援や母文化の理解促進を図ります。また、児童生徒等が自らのルーツに誇りをもち、本名を安心して使用できるような環境づくりにも取り組みます。すべての子どもが多文化共生の感覚を育めるよう、互いの文化や価値観を尊重し合いながらともに学び合える場づくりを進めます。

- **保護者への支援と情報提供**

保護者が教育制度や学校等の取組を理解し、家庭と学校等が信頼関係を築きながら、子どもの学びを支えられるよう、「やさしい日本語」や多言語資料を活用した情報提供と相談支援の充実を図ります。

- **ともに学ぶ環境の創出**

多様な背景のある子どもたちがともに学び、互いの文化や価値観を尊重し合う教育環境を整備することで、国際的な見識を備えた人材の育成と共生社会の実現をめざします。外国人留学生等との交流など、地域に暮らす外国人等住民とのつながりを深めるよう取り組みます。また、あらゆる機会を通じて、教職員が人権感覚を高めることで、互いのちがいを豊かさに変えていける取組を重ね、すべての子どもの人権を守る学校づくりを推進します。

- **中学校夜間学級との連携と支援**

中学校夜間学級は、さまざまな理由により義務教育を修了できなかった人びとや、実質的に十分な義務教育を受けることができなかった人びとに対して、義務教育の機会を提供することを目的としています。令和7（2025）年12月現在、府内に11校ある中学校夜間学級では、さまざまな年齢や国籍の生徒が学んでいます。

大阪府は、中学校夜間学級を設置する市町村教育委員会と連携し、府内中学校夜間学級における教育活動の充実を図り、生徒一人ひとりが安心して学習できるように、情報提供や関係機関との調整を行うなど、必要な指導・助言、援助を行います。また、夜間中学の意義や役割についての認知度の向上を図り、学ぶ機会を必要としている人びとを学びの場につなぐことができるように、府内各市町村等と連携

しながら広報活動に取り組みます。

(3) 外国人留学生等の学習機会の充実

大阪府内には、令和6（2024）年時点で32,451人の外国人留学生在籍しており¹⁵、大学・専門学校・認定日本語教育機関などで学びを深めています。留学生は、進学や研究、専門的な技能の習得などを目的として来日し、日本語や日本の社会・文化への理解を深めながら、日々の学修に取り組んでいます。留学生一人ひとりが、日本での学びを通じて知識や経験を蓄積し、将来、国内外のさまざまな分野で活躍することが期待されています。

留学生は、学びに対する高い意欲と多様な文化環境への柔軟な対応力を有している一方で、学修・生活・進路の各段階において、さまざまな課題や困難等に直面しています。学習や生活に必要な日本語の理解や活用の難しさ、教育制度や在留制度に関する情報の不足、進路選択に関する支援の不十分さなどが挙げられます。特に、来日前の情報収集が困難な場合や、来日後に制度や生活環境に適応するまでに時間を要するケースも少なくありません。こうした状況は、学びの継続や生活の安定に影響を及ぼすだけでなく、地域社会とのつながりや将来設計にも大きく関わるものです。

日本国内での就職や研究を希望する留学生が増加し、進路の多様化も進んでおり、学修の段階から社会への移行までを見据えた支援の必要性が高まっています。留学生が学びを通じて培った力を、地域社会や産業界で発揮できるよう、教育機関・支援団体・行政が連携し、切れ目のない支援体制を整えることが求められています。

留学生等に対する日本語教育については、大学・専門学校・認定日本語教育機関などが中心となって取り組んでおり、教育内容や支援体制の充実が図られています。大阪府では、こうした教育機関の取組を尊重しつつ、生活支援や進路支援、多言語による情報提供など、学びを支える環境づくりに重点を置いています。外国人留学生等が学修・生活・進路の各段階で必要な支援を受けながら、地域社会の一員として安心して暮らし、将来に向けて力を発揮できるよう、以下の施策を推進します。

● 生活支援と地域とのつながりの促進

地域社会の一員として安心して暮らせるよう、生活に必要な情報の提供や地域活動への参画を促進します。国際交流協会、支援団体等との連携を通じて、交流の場や相談体制の整備を進め、孤立の防止と地域への定着を支援します。

● 就職・研究への移行支援

日本国内での就職や研究を希望する留学生等が、職場などで円滑に意思疎通を図り、業務や活動に必要な日本語の理解や表現に対応できるよう、関係機関との連

¹⁵ 「外国人留学生在籍状況調査」令和6（2024）年5月調査 独立行政法人日本学生支援機構

携による支援を進めます。就職セミナーや企業見学会、先輩留学生との交流機会、ビジネス日本語講座などを通じて、留学生等が進路の選択肢を広げ、自らの能力を社会で発揮できるよう支援します。

（４）外国人労働者等の学習機会の充実

令和 6（2024）年時点で、大阪府内の事業所で働く外国人労働者は 174,699 人にのぼります¹⁶。「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26（1951）年政令第 319 号）が改正された平成 2（1990）年以降、就労目的で来日する日系人の増加、平成 22（2010）年の在留資格「技能実習」の創設及び平成 31（2019）年の在留資格「特定技能」の創設などを経て、日本で働く外国人の数は増加を続けています。

令和 6（2024）年には、技能実習制度に代わる新たな制度として「育成就労制度」の創設が法律で定められ¹⁷、令和 9（2027）年の施行に向けた準備が進められています。この制度は、技能の習得と就労の両立を目的とし、特定技能制度との連続性を持たせることで、外国人が段階的に技能を高めながら安定的に就労を継続できるよう設計されています。また、特定技能への移行を通じて、一定の条件を満たすことで家族の帯同が可能となるなど、生活の安定や地域への定着を支える仕組みも整備されています。

なお、看護・介護分野においては、二国間の経済連携協定（EPA）に基づく特例的な制度もあり、看護師・介護福祉士候補者が国内の医療・福祉施設において就労・研修活動を行っています。これらの人材は、専門的な知識と技能を備え、日本語での対応力を高めながら、現場での実践を通じて質の高いケアの提供に力を発揮しています。

外国人労働者等が日本で安心して働き、地域社会の一員として生活していくためには、業務上必要となる専門的な日本語に加え、職場での円滑な意思疎通や生活に必要な日本語を身につけることが欠かせません。

国では、関係省庁や関係機関が連携し、在留資格や業種を問わず、外国人労働者等に対する体系的な日本語教育の質的・量的な充実を図ることが重要とされています。

大阪府では、こうした制度的背景や国の方針をふまえ、事業主等による外国人労働者等の日本語学習に関する取組が進められるよう、以下の施策を推進します。

● 事業主等への働きかけと経済団体等との連携

外国人労働者等に対する日本語学習支援について、事業主等がその責務として率先的に取り組むよう促すとともに、経済団体等との連携を通じて、企業による取組の促進に向けた情報提供を行います。

¹⁶ 『『外国人雇用状況』の届出状況』令和 6（2024）年 10 月調査 厚生労働省

¹⁷ 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 60 号）

- **労働関係法規・ワークルールに関する啓発の実施**

外国人労働者等が日本で就労にあたり、労働問題をめぐるトラブルを未然に防ぐことができるよう、労働関係法規やワークルールに関する知識の習得を目的とした啓発を行います。「やさしい日本語」や多言語による教材の活用を通じて、理解しやすい情報提供に努めます。

- **看護・介護分野における専門的な日本語対応力向上支援**

看護・介護分野において、外国人労働者等が専門的な日本語での対応力を高め、質の高いケアを提供できるよう、医療・福祉施設による日本語学習や研修の取組が充実するよう支援します。利用者との円滑なコミュニケーションや業務の安全性向上に資する取組を促進します。

2 府民の理解と関心の増進

識字・日本語教育は、すべての人がことばを通じて自らの思いや考えを伝え、他者とながり、主体的に社会参加するための重要な機会であり、多様性を尊重し合いながらともに生きる共生社会の基盤を支えるものです。ことばの壁を越えて互いに理解し合うことは、地域の安心・安全、教育、福祉、経済活動など、あらゆる分野において持続可能な社会の実現に寄与します。

大阪府は、府民一人ひとりが識字・日本語教育の意義を理解し、識字・日本語学習を必要とする人びとの背景や状況に対してともに考え行動し、学び合い、支え合う関係を築けるよう、広報・啓発活動を推進します。特に、「やさしい日本語」の活用や、地域における学習支援活動・交流の場への参画を通じて、相互理解と協働の促進を図ります。

また、識字・日本語教育に関する情報発信や先進的な取組の紹介、識字・日本語教育に関わる学習者や支援者とそれ以外の府民が交流し語り合う機会の創出、市町村や関係団体等による識字・日本語教室や交流活動への住民参加を促す取組への支援などを通じて、すべての人びとが地域で安心して生活し、自分の力を活かして社会に参画できるよう、府民の理解と協力を広げていきます。

第4章 おわりに

大阪府における識字・日本語教育の取組は、社会の変化に応じて発展を続けてきました。識字学級の実践を基盤としながらも、国際化の進展や法制度の整備等を背景に、学校、地域、職場、大学など多様な場で学びの機会が広がっています。これらのあゆみは、「ことばを学び、用いることは、すべての人に保障されるべき基本的な権利である」という理念を具体化し、だれもが安心して学び、暮らし、働くことができる社会の実現に向けた重

要な基盤となっています。

本方針では、教育的・経済的・文化的・言語的に多様な背景のある人びとが、教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通を図り、主体的に参画できるよう、識字・日本語教育の充実を推進する方向性を示しました。すべての人がことばを学ぶ機会を等しく保障され、互いに尊重し合いながらともに生きる社会を築くためには、府、市町村、国際交流協会、関係機関、関係団体、事業主、府民など、あらゆる主体の協働と連携が必要です。

大阪府は本方針に基づき、庁内各部局が既存の会議体を有機的に連携させながら、市町村や関係団体等と協働し、地域の実情に応じた柔軟で持続可能な推進体制の整備を進めます。さらに、優れた実践の共有、学びを支える担い手の育成、情報発信を通じて、識字・日本語教育の一層の充実を図ります。そして、ことばを通じて一人ひとりが自らの可能性を拓き、安心して暮らし、尊厳をもって主体的に社会参加できる環境を整えることで、ともに生きる社会の実現をめざします。